

# 「河川空間を活かした賑わい創出の推進」

令和6年3月  
国土交通省

<p>テーマ名</p>	<p>河川空間を活かした賑わい創出の推進</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>水管理・国土保全局河川環境課 (豊口 佳之)</p>
<p>評価の目的、必要性</p>	<p>河川空間を活かした賑わいの創出に向け、国土交通省では平成21年度に「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指した「かわまちづくり」支援制度を創設するとともに、平成23年度及び28年度には河川敷地占用許可準則を改正し規制緩和を行ってきた。 制度制定から10年以上経過し、取組が一定程度進んできたことから、これまでの河川空間を活かした賑わいの創出の取組状況について政策レビューを実施し、河川空間活用施策の一層の展開につなげる。</p>		
<p>評価対象</p>	<p>かわまちづくり支援制度、河川敷地占用許可準則の緩和(以下、河川空間のオープン化)</p>		
<p>政策の目的</p>	<p>国土交通省では、非常時に備えた治水事業のみならず、平常時の河川の利活用も念頭に、地域の「顔」や「誇り」となる水辺空間の形成を目指し、地方公共団体や民間事業者などを連携して、「かわまちづくり」や「河川空間のオープン化(規制緩和)」に取り組んでいるところである。本取組を国の施策として行うことで、河川空間を生かした賑わい創出の支援や他の模範となる先進的な取組の紹介等を通じて、全国における河川空間を生かした賑わい創出及び効率的な河川管理の展開を目指す。</p>		
<p>評価の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの「かわまちづくり支援制度」や「河川空間のオープン化」等の取組実績に基づく施策の有効性</li> <li>・河川空間を活かした更なる賑わいの創出に向けて今後検討すべき課題の明確化の視点から評価する。</li> </ul>		
<p>評価手法</p>	<p>河川管理者・地方公共団体へのアンケート調査により得られたデータを分析する。</p>		
<p>評価結果</p>	<p>「かわまちづくり」及び「河川空間のオープン化」は、実施箇所のそれぞれ約4割が、市町村の総合計画等に位置づけられ、地元住民や観光客の交流促進やまちの回遊性向上を目的に実施されている。 その結果、「かわまちづくり」「河川空間のオープン化」を実施している箇所の8割以上で、河川への関心が向上している。「かわまちづくり」は事業が完了しているほとんどの箇所で賑わい創出効果が見られた。「河川空間のオープン化」は、周辺の観光施設等と連携している例が多く、8割以上の箇所で賑わい創出効果が得られた。また、「かわまちづくり」「河川空間のオープン化」を実施している箇所の約3割で、他の観光施設等との相乗効果が見られた。 一方、「かわまちづくり」及び「河川空間のオープン化」の申請における課題として、「特に支障がない」という意見だけでなく、「申請手続きが煩雑」との意見も寄せられている。そのため、今後は、両政策の申請手続きの見直しや支援の充実に取り組む必要がある。</p>		

<p>政策への 反映の方向</p>	<p>対象政策の運用改善や制度の拡充に反映する。</p> <p>【かわまちづくり」支援制度】</p> <p>①「他機関との調整」の後援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民一体となって水辺の活用に取り組むプロジェクト「ミズベリング」の更なる周知等を行う。</li> <li>・他機関との調整の好事例（協議会や社会実験など）をモデルケースとして示す。</li> </ul> <p>②「利活用の担い手確保」の後援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かわまちづくり計画に定める内容として、「推進体制」「維持管理計画」を追加した。</li> </ul> <p>③「申請手続きの煩雑さ」の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事項を記入することで複数の様式が自動で作成できるようなシステムを検討する。</li> <li>・参考となる全国のかわまちづくり計画を共有する。</li> <li>・変更用の申請書様式を作成する。</li> </ul> <p>④かわまちづくりによる効果の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かわまちづくり計画に定める内容として「地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標」を追加した。</li> <li>・全国の好事例を「かわまち大賞」として選定し、広く周知することで効果的な取組に結び付ける。</li> </ul> <p>⑤制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全・復元も「かわまちづくり」の一環として取り組めるよう、制度を拡充する。</li> <li>・こどもの水難事故の防止に向けた安全教育や川の指導者育成を推進する。</li> </ul> <p>【河川空間のオープン化】</p> <p>①河川空間のオープン化に関する手引きの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「河川空間のオープン化」の基本的な考え方、各段階での具体的な手続きや留意事項を改正する。</li> <li>・他機関との調整のモデルケースを示す等により、地域の合意形成の手法やその進め方等を解説する。</li> </ul> <p>②河川敷地の占用許可申請のオンライン化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の占用許可申請について、「オンライン申請システム」を整備する。</li> </ul>
<p>第三者の 知見の活用</p>	<p>本政策レビューの実施に当たっては、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」から助言をいただいた。</p>
<p>実施時期</p>	<p>令和5年度</p>

## 1. 評価の概要

- 1-1. 評価の目的、必要性
- 1-2. 対象政策
- 1-3. 評価の視点
- 1-4. 評価手法
- 1-5. 第三者の知見の活用

## 2. 対象政策の概要

- 2-1. 対象政策の全体像
- 2-2. 対象政策の事業予算
- 2-3. 対象政策の導入の背景と目的
- 2-4. 対象政策の概要

## 3. 施策の実施状況

- 3-1. 実施状況 3-1-1. 施策の実施数 3-1-2. 施策を実施している地域の特徴
- 3-2. 実施例
- 3-3. 施策の実施状況のまとめ

## 4. 施策の現状分析

- 4-1. 分析項目及び分析方法
- 4-2. 分析結果 4-2-1. 実施目的 4-2-2. 実施効果 4-2-3. 現在取り組んでいない理由 4-2-4. 申請における課題
- 4-3. 施策の評価

## 5. 今後の方向性

- 5-1. かわまちづくり支援制度
- 5-2. 河川空間のオープン化
- 5-3. 今後の方向性のまとめ

# 1. 評価の概要

## 1-1. 評価の目的、必要性

- ・水源地から河口まで様々な姿を見せる河川（河川空間）と河川につながるまち（まち空間）を活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者（国・都道府県・市町村）の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」支援制度を平成21年度に創設した。
- ・また、河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、河川敷を排他・独占的に使用する場合（以下、「占用」）の主体は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限り、営業活動はできないこととしていた。しかし「河川空間を積極的に活用したい」という機運の高まりを受け、民間による河川敷地の利用を促進し、水辺の賑わい作りを一層推進するため、平成23年度及び28年度には河川敷地占用許可準則を改正し、規制緩和（以下、「河川空間のオープン化」）を行ってきた。
- ・このように制度創設から10年以上経過し、取組が一定程度進んできたことから、これまでの河川空間を活かした賑わいの創出の取組状況について政策レビューを実施し、河川空間活用施策の一層の展開につなげる。

# 1. 評価の概要

## 1-2. 対象政策

対象政策は以下のとおり。

### 「かわまちづくり支援制度」

市町村や民間事業者等が推進主体となって実施する「かわまちづくり」（河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組）を、河川管理者（国・都道府県・市町村）がソフト施策やハード施策等を通じて、国土交通省が相談窓口の設置等を通じて、支援する制度。

### 「河川空間のオープン化」

原則として公的主体（地方公共団体等）に限られている河川敷地の占用を、一定の要件を満たす場合には民間事業者等にも認め、営業活動を行うことができるようにした制度。

# 1. 評価の概要

## 1-3. 評価の視点

以下の2つの視点から評価を行う。

- (1) これまでの「かわまちづくり」及び「河川空間のオープン化」の取組実績を整理し、それぞれの特徴及び有効性を確認する。
  - ・ 施策の実施状況について、「地域」「都市規模」「河川管理区分」ごとに整理する。
  - ・ 実施目的について、「実施理由」「地方公共団体の計画等への位置付け」「利活用方法」を整理する。
  - ・ 実施効果について、「河川への関心の高まり」「賑わい創出効果」「他の施策との相乗効果」を整理する。
- (2) 河川空間を活かした更なる賑わいの創出に向けて、より多くの地方公共団体にとって使いやすい制度となるよう、今後検討すべき課題を明確化する。
  - ・ 「かわまちづくり」又は「オープン化」に取り組んでできていない地方公共団体にその理由を確認して整理する。
  - ・ 申請する上での課題について整理する。

# 1. 評価の概要

## 1-4. 評価手法

以下で示す、河川管理者（国・都道府県）・市区町村に対して行ったアンケート調査により得られたデータを分析する。

### ①令和元年7月実施

調査対象：1級河川及び2級河川に隣接する全市区町村（1,718団体）

回答数：1,614団体

### ②令和5年9月実施

調査対象：かわまちづくり又はオープン化の実施箇所の河川管理者（国・都道府県）  
（かわまちづくり：264か所、オープン化：116件）

回答数：かわまちづくり：235か所、オープン化：113件

※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。



## 1-5. 第三者の知見の活用

○本政策レビューの実施に当たっては、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」から助言をいただいた。

### 【国土交通省政策評価会委員】

上山 信一	慶應義塾大学名誉教授(座長)
大串 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
工藤 裕子	中央大学法学部教授
佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
白山 真一	上武大学ビジネス情報学部教授、公認会計士
田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
松田 千恵子	東京都立大学経済経営学部教授

# 2. 対象政策の概要

## 2-1. 対象政策の全体像

### 河川空間を活かした賑わい創出の推進

#### かわまちづくり支援制度

市町村や民間事業者が推進主体となって、「かわまちづくり計画」を作成し、河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組（「かわまちづくり」支援制度実施要綱）

#### 事業

国の管理区間におけるかわまちづくり

県・市町村の管理区間におけるかわまちづくり

国  
(河川管理者)

○河川管理施設の整備(総合水系環境整備事業)  
「かわまちづくり計画」に位置づけられた、治水上及び地域振興等に資する河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設(河川管理用通路、親水護岸、スロープ等)の整備

都道府県・市町村  
(河川管理者)

○河川管理施設の整備  
(社会資本整備総合交付金(都市水環境整備事業))  
「かわまちづくり計画」に位置づけられた、治水上及び地域振興等に資する河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設(河川管理用通路、親水護岸、スロープ等)の整備

市町村

○河川の利活用施設の整備、河川区域外の整備  
河川の利活用施設(トイレ、駐車場、多目的広場等)の整備

市町村

○河川の利活用施設の整備、河川区域外の整備  
河川の利活用施設(トイレ、駐車場、多目的広場等)の整備

※市町村の管理区間における、かわまちづくりの実績無し

#### 河川空間のオープン化

原則として公的主体に限られている河川敷地の占用を、一定の要件を満たす場合には民間事業者等にも認め、営業活動を行うことができるようにした規制緩和  
(河川敷地占用許可準則第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例)

#### 制度

国・都道府県・市町村  
(河川管理者)

○都市・地域再生等利用区域の指定、占用方針の設定、占用の許可  
地域の合意を得た上で、都市及び地域の再生等のために利用する施設(広場、イベント施設、遊歩道等)が占用することができる河川敷地の区域を指定し、併せて当該区域における占用の方針及び当該施設の占用主体を設定

民間事業者等

○都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用  
都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用、施設使用者と使用契約との締結

## 2. 対象政策の概要

### 2-2. 対象政策の事業予算

#### 河川空間を活かした賑わい創出の推進

#### ○かわまちづくり支援制度に関する事業予算

事項名 【事業開始年度】	予算額(百万円)				予算、事業の概要
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総合水系環境整備事業 【昭和44年度】	25,050 の内数	25,050 の内数	24,874 の内数	24,874 の内数	一級河川の指定区間外(国管理区間)において、「かわまちづくり計画」に位置づけられた、治水上及び地域振興等に資する河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設を整備し、かわまちづくりの実施を推進。
社会資本整備総合交付金 (都市水環境整備事業) 【平成22年度】	727,746 の内数	631,128 の内数	581,731 の内数	549,190 の内数	指定区間の一級河川及び二級河川において、「かわまちづくり計画」に位置づけられた、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設を整備する都道府県、指定都市、市区町村に対し、整備に係る経費を交付し、かわまちづくりの実施を推進。

#### ○河川空間のオープン化

規制緩和に関する制度であるため、事業予算の措置なし

## 2. 対象政策の概要

### 2-3. 対象政策の導入の背景と目的

かつての川は、人流・物流の中心であるとともに、生業や家事、こどもの遊び場として使われるなど人々の暮らしに密接に関係していた。

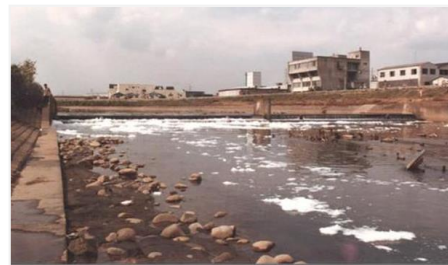
その後、洪水のおそれから、川とまちの間に堤防が築かれるなど川と離れたまちづくりが進められるとともに、水難事故の危険性や水質の悪化に伴い川を訪れる人が少なくなるなど、川とまちや人々との関係は、しだいに希薄なものとなってしまった。しかし、地域の歴史や文化は、古くから存在する水辺とともに育まれたものであり、川をその地域特有の資源と捉え積極的に活用していけば、その地域ならではの魅力や価値感を生み出す可能性がある。

また地方公共団体、民間事業者、市民団体などからも、川を活かしたまちづくり、川でのレジャーや体験活動などを求める気運が高まっている。例えば、全国の水辺に関心が高い市民や民間企業等を中心に、水辺活用を推進する「ミズベリング」の取組も進んでおり、行政以外にも水辺活用の取組が広がってきたところである。

#### 鶴見川の変遷



こどもが遊ぶなど、川は人々の暮らしに密接に関係していた  
(大正時代)



水難事故の危険性や水質悪化に伴い、川を訪れる人が少なくなった  
(1970年代)



川とまちの間に堤防が築かれるなど、川と人々との関係は希薄になった  
(平成時代)



レジャーや体験活動を楽しむなど、人々の暮らしに川が戻ってきた  
(現在)

## 2. 対象政策の概要

### 2-3. 対象政策の導入の背景と目的

そうしたことを背景として、国土交通省では、非常時に備えた治水事業のみならず、平常時の河川の利活用も念頭に、地域の「顔」や「誇り」となる水辺空間の形成を目指し、地方公共団体や民間事業者などと連携して、「かわまちづくり」や「河川空間のオープン化（規制緩和）」に取り組んでいるところである。本取組を国の施策として行うことで、河川空間を生かした賑わい創出の支援や他の模範となる先進的な取組の紹介等を通じて、全国における河川空間を生かした賑わい創出及び効率的な河川管理の展開を目指す。

#### 河川区分ごとの河川管理者と対象政策の実施主体

河川区分		河川管理者*1	かわまちづくり推進主体	オープン化の占用主体
一級河川	直轄区間	国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・市町村及び民間事業者</li> <li>・市町村を構成員に含む法人格のない協議会</li> <li>・民間事業者</li> </ul>	都道府県、市町村、民間事業者等
	指定区間	都道府県知事*2		市町村、民間事業者等
二級河川				
準用河川		市町村長		民間事業者等

\*1 本評価書内では、河川の管理主体を指す

\*2 一部の区間は政令指定都市の長が管理



#### 国土交通省による支援

かわまちづくり	河川空間のオープン化
相談窓口の設置、全国かわまちづくりMAPの公開、「かわまちづくり計画策定の手引き」の作成等	「河川空間のオープン化活用事例集」の作成等



# 2. 対象政策の概要

## 2-4. 対象政策の概要

### 「かわまちづくり支援制度」

河川管理者（国・都道府県・市町村の河川部局）と市町村等（市町村の都市計画部局や民間事業者等）が連携し「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成する制度。

### 「河川空間のオープン化」

営業活動を行う民間事業者等も、指定された河川敷地の占用及び利用ができる制度。  
 占用許可期間は平成28年に「3年以内」から「10年以内」に改正。



河川空間における「かわまちづくり支援制度」「河川空間のオープン化」適用のイメージ

# 2. 対象政策の概要

## 2-4. 対象政策の概要

### かわまちづくり支援制度の概要(制度・予算・組織)

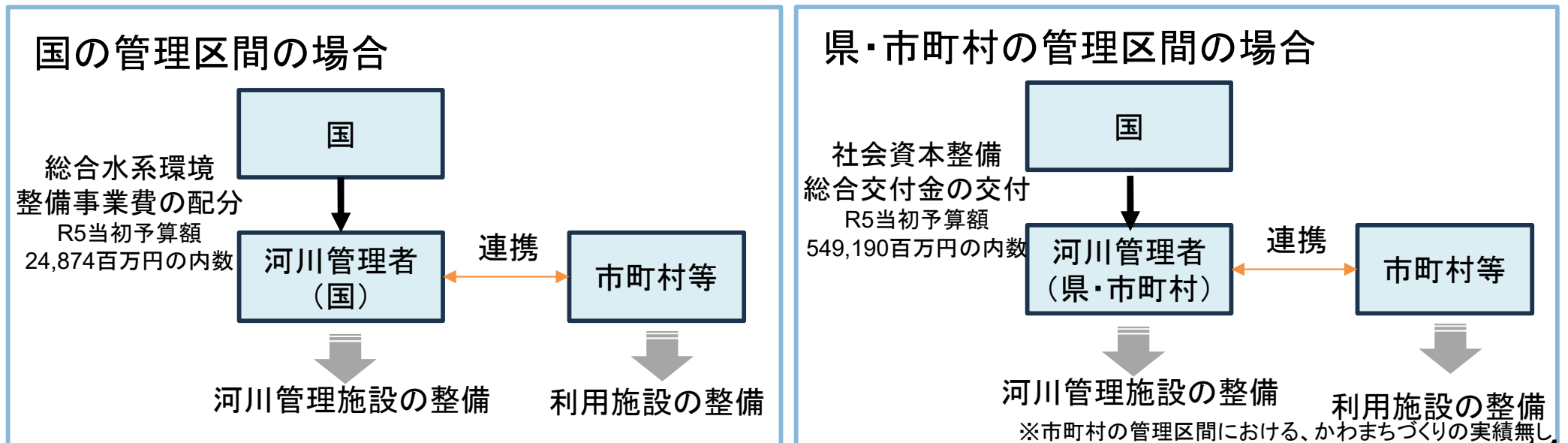
市町村や民間事業者等が推進主体となって実施する「かわまちづくり」を、国土交通省が相談窓口の設置等を通じて、河川管理者（国・都道府県・市町村）がソフト施策やハード施策等を通じて、支援する制度。

#### 国土交通省による支援

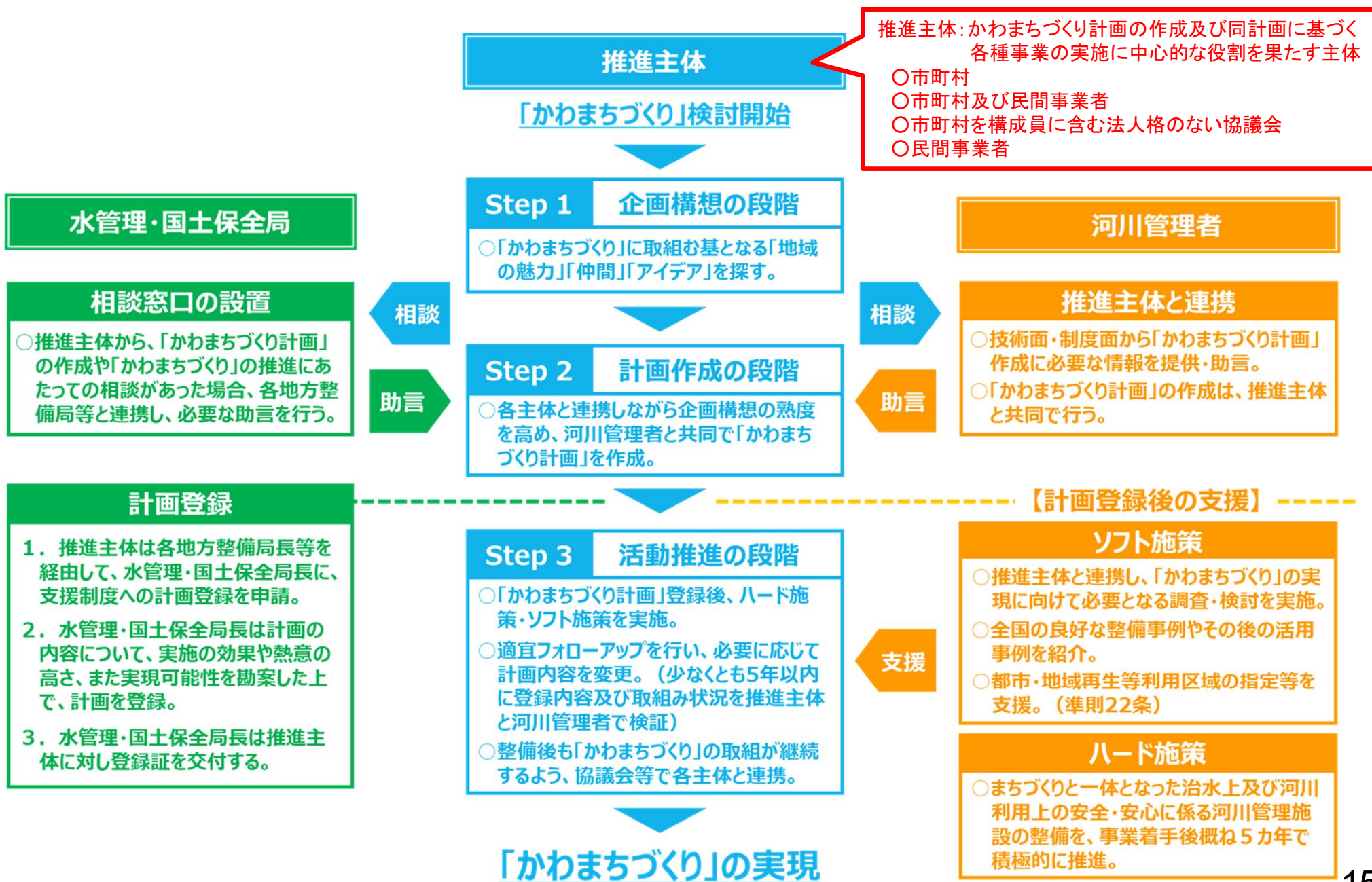
- ・相談窓口「かわよろず」の設置
- ・かわまちづくりウェブサイトの運営
- ・全国かわまちづくりMAPの公開 等



#### 河川管理者によるハード施策(河川管理施設の整備)・ソフト施策(調査等)に係る予算の流れ



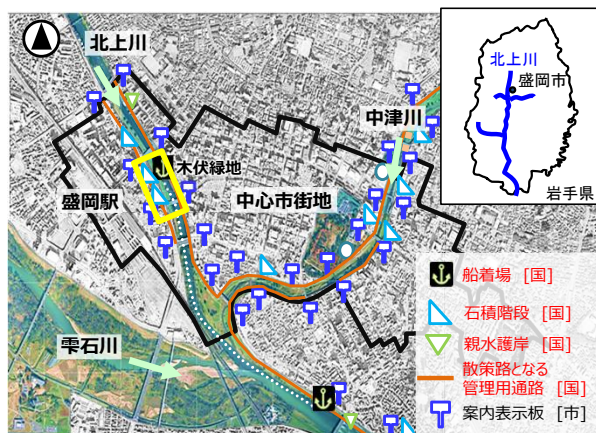
市町村や民間事業者等が推進主体となり、河川管理者と連携しながら「かわまちづくり」の実現に取り組む





- ・中心市街地の活性化が急務となっている盛岡市は、市内中心部を流れる北上川・中津川の河川敷を活かしたまちづくりを進めている。
- ・国土交通省では、関係機関との役割分担の下、安全で秩序ある河川利用に向けた水辺整備の実施等により、盛岡市や地域団体の取組と連携し、地域活性化、観光振興に貢献。

## ■位置図



### 国土交通省

安全で秩序ある河川利用に向けた水辺整備



### 岩手県盛岡市

まちづくり・公園整備



観光客等を河川へ誘引する案内看板

河川沿いの敷地を活用した広場・公園の整備

### 企業・NPO 等

イベント開催、活動



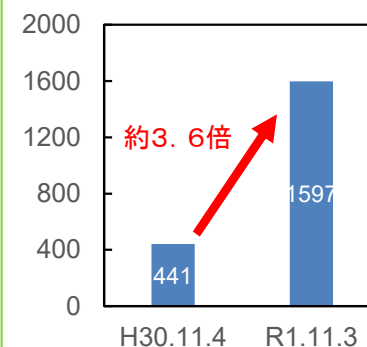
民間企業による河川敷でのキャンピングイベント

地域団体による「もりおか丸」の運行

## ■取組の効果



河川敷・公園の休日の利用者数



河川敷・公園の利用者は、約3.6倍に増加

# 2. 対象政策の概要

## 2-4. 対象政策の概要

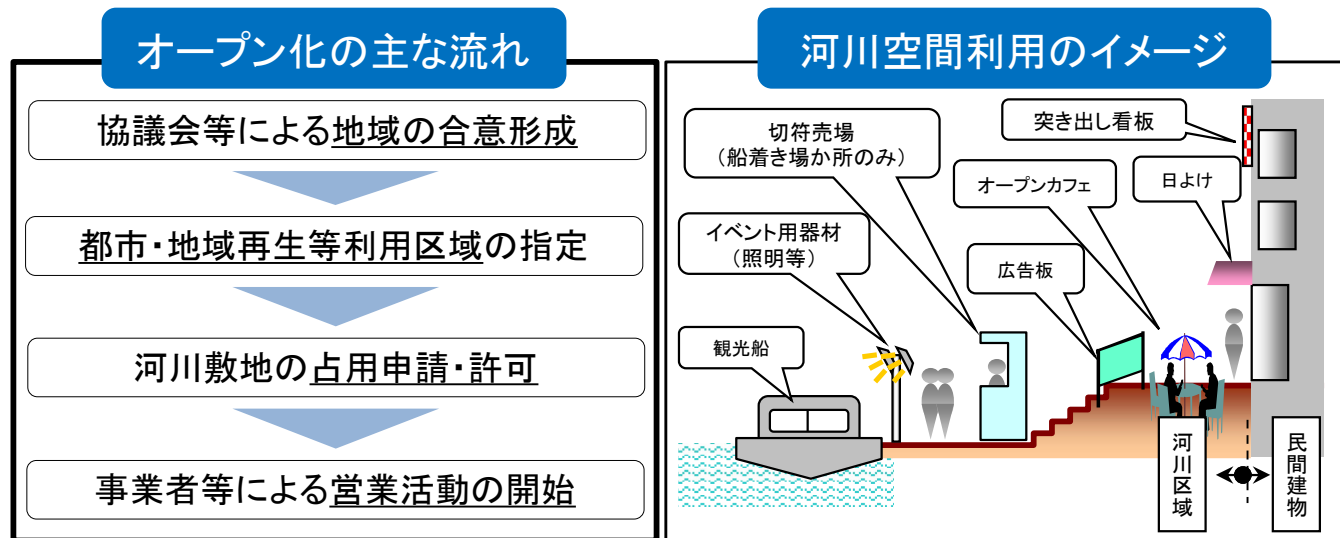
### 河川空間のオープン化の概要(制度)

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有するものであるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正。

一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能とした。

占用主体の種類	占用許可期間		
	～H23	H23～ 28	H28～
営業活動を行う事業者等	×	3年以内	10年以内
公共性・公益性を有する者	10年以内		

緩和により事業者の利用が長期に可能

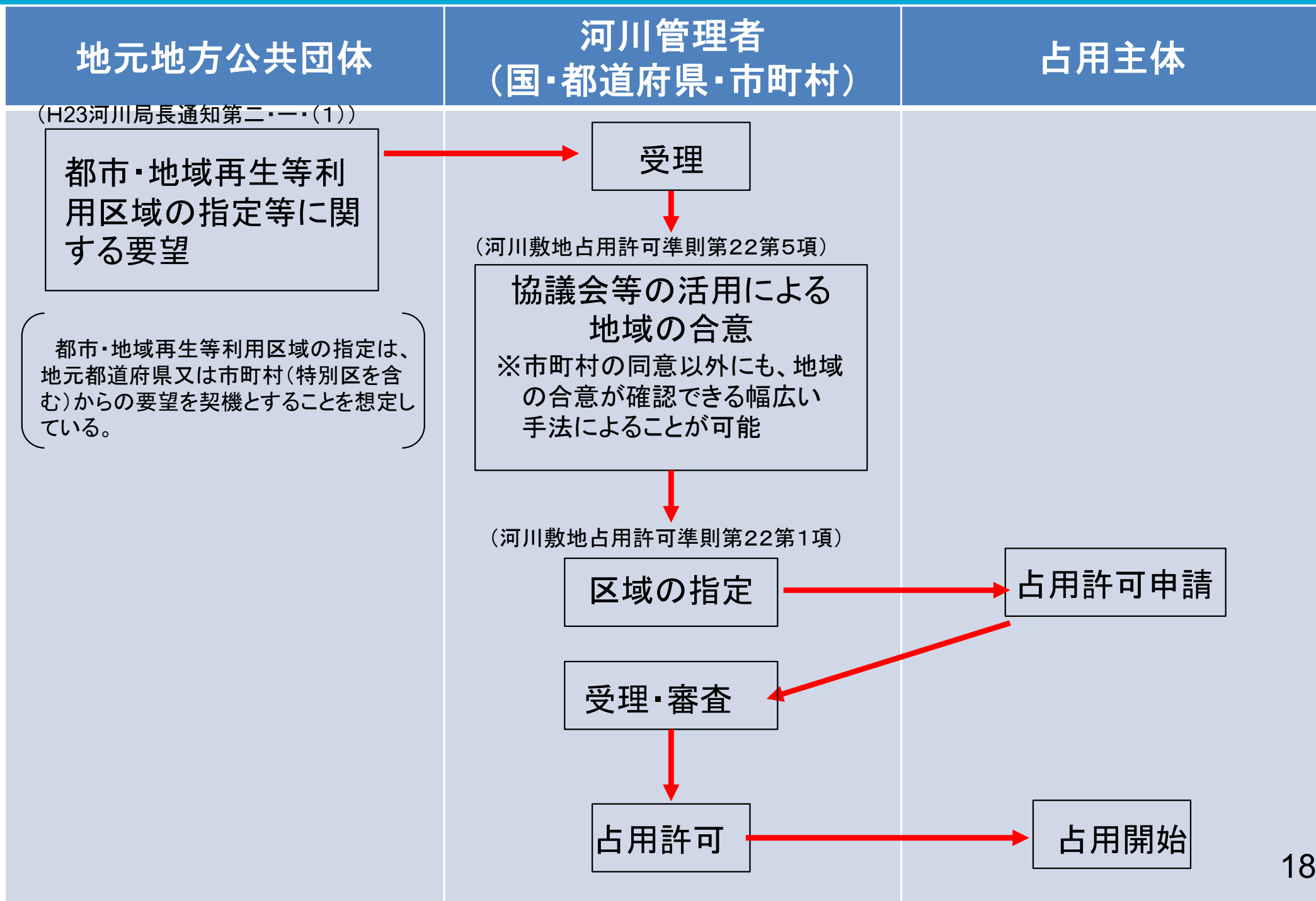


#### < 占用可能施設 >

○ 広場、イベント施設、遊歩道、船着場

○ 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板・柱、照明・音響施設、キャンプ場、BBQ場 等

# 河川空間のオープン化の申請の流れ

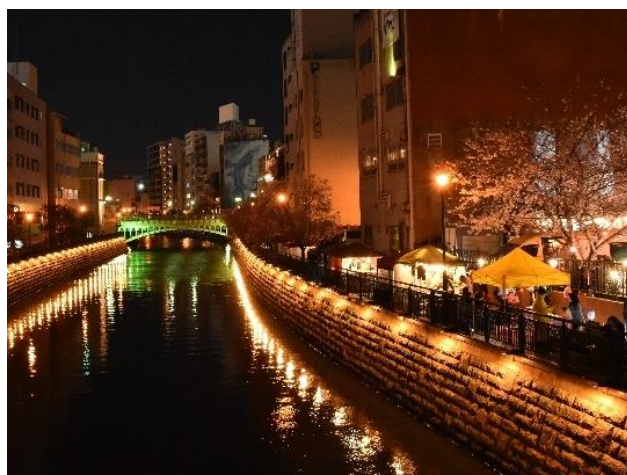




名古屋市納屋橋地区では、都市にうるおいと活気に満ちた水辺空間を創出するため、市内中心部を流れる一級河川堀川の遊歩道や親水広場等の河川敷地を活用し、オープンカフェやイベント等を実施している。



オープンカフェ



ナイトマーケット

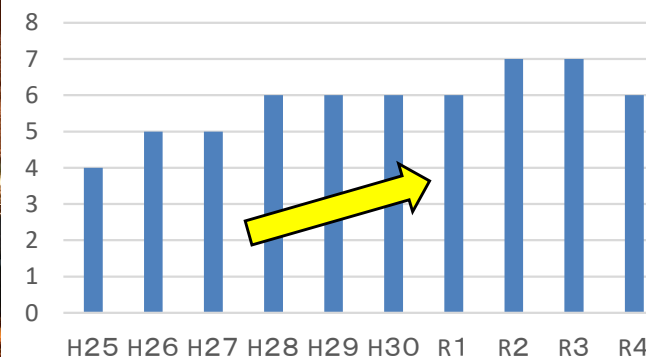


船上ビールバー

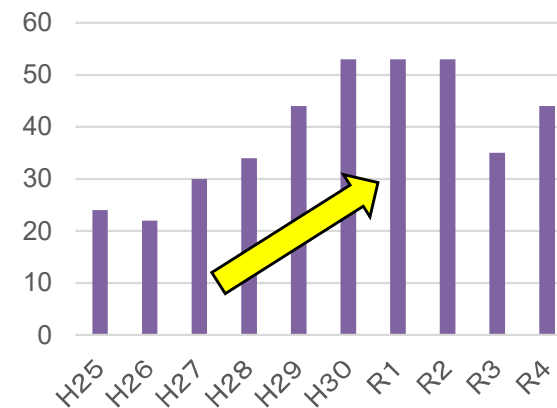


フラワーフェスティバル

オープンカフェ店舗数



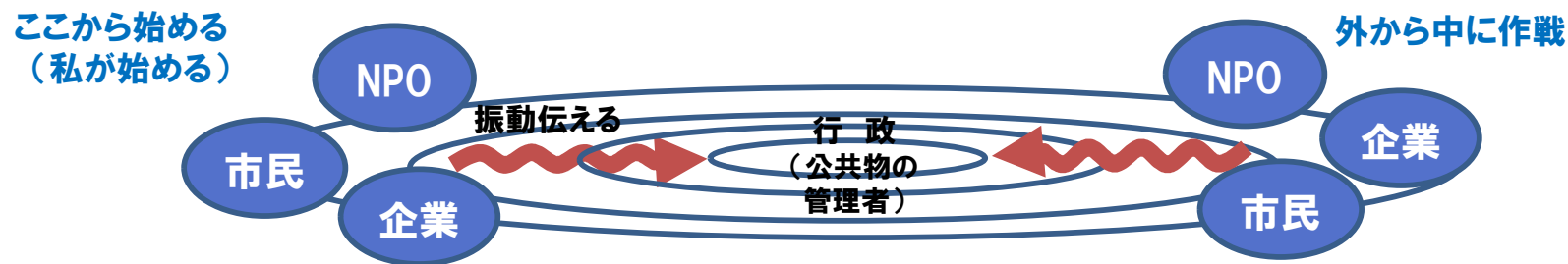
イベント実施件数



©2022AIZAWA Photo depot

## ミズベリング…水辺の利用者を増やし、水辺を徹底的に活用する運動

- ・これまで川に関心のなかった人々や事業者が、自由な発想で語り合い、主体的に新たな水辺活用にチャレンジする官民一体のムーブメント。
- ・国土交通省では、全国各地で行われるミズベリングの活動を支援している。



水辺活用を促す  
ワークショップやフォーラムの開催



パンフレット等の作成・  
SNS等を活用したタイムリーな情報発信



地方会議への講師派遣



# 3. 施策の実施状況

## 3-1. 実施状況

下記の項目について、アンケート調査結果等に基づき、確認する

### 項目1. 「かわまちづくり」「オープン化」の実施数・今後の展開性(\*1)

- ・「かわまちづくり」「オープン化」に既に取り組んでいる地方公共団体の数
- ・「かわまちづくり」「オープン化」に取り組みたいと考えている地方公共団体の数
- ・「かわまちづくり」「オープン化」の両方に取り組んでいる箇所割合

(\*1)アンケート調査概要

実施時期: 令和元年7月

調査対象: 1級河川及び2級河川に隣接する全市区町村(1,718団体)

回答数 : 1,614団体

### 項目2. 「かわまちづくり」「オープン化」を実施している地域の特徴

- ・「都道府県」「都市規模」「河川管理区分」別の「かわまちづくり」「オープン化」の実施数(\*2)

(\*2) 既存データの整理(かわまちづくりは令和5年8月時点、オープン化は令和5年3月時点)

調査対象: かわまちづくり264か所、オープン化116件

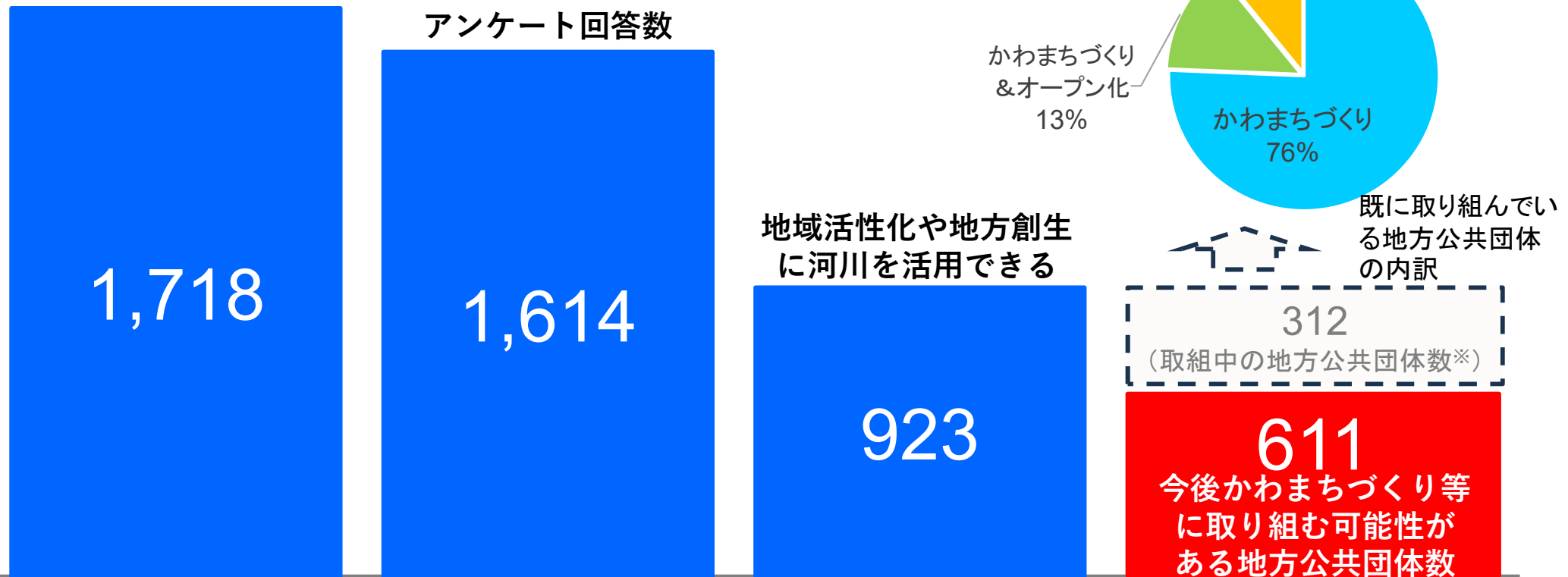
# 3. 施策の実施状況

## 3-1. 実施状況

### 3-1-1. 施策の実施数

- ・アンケート(※)では、1級河川及び2級河川に隣接する地方公共団体1,718のうち、5割強(923)が「地域活性化や地方創生に河川を活用できる」と回答。
- ・その内約3割(312)は、既にかわまちづくりやオープン化に取り組んでおり、今後取り組む可能性のある地方公共団体数は約600。

1級河川及び2級河川に隣接する全市区町村



※ 令和元年7月時点。

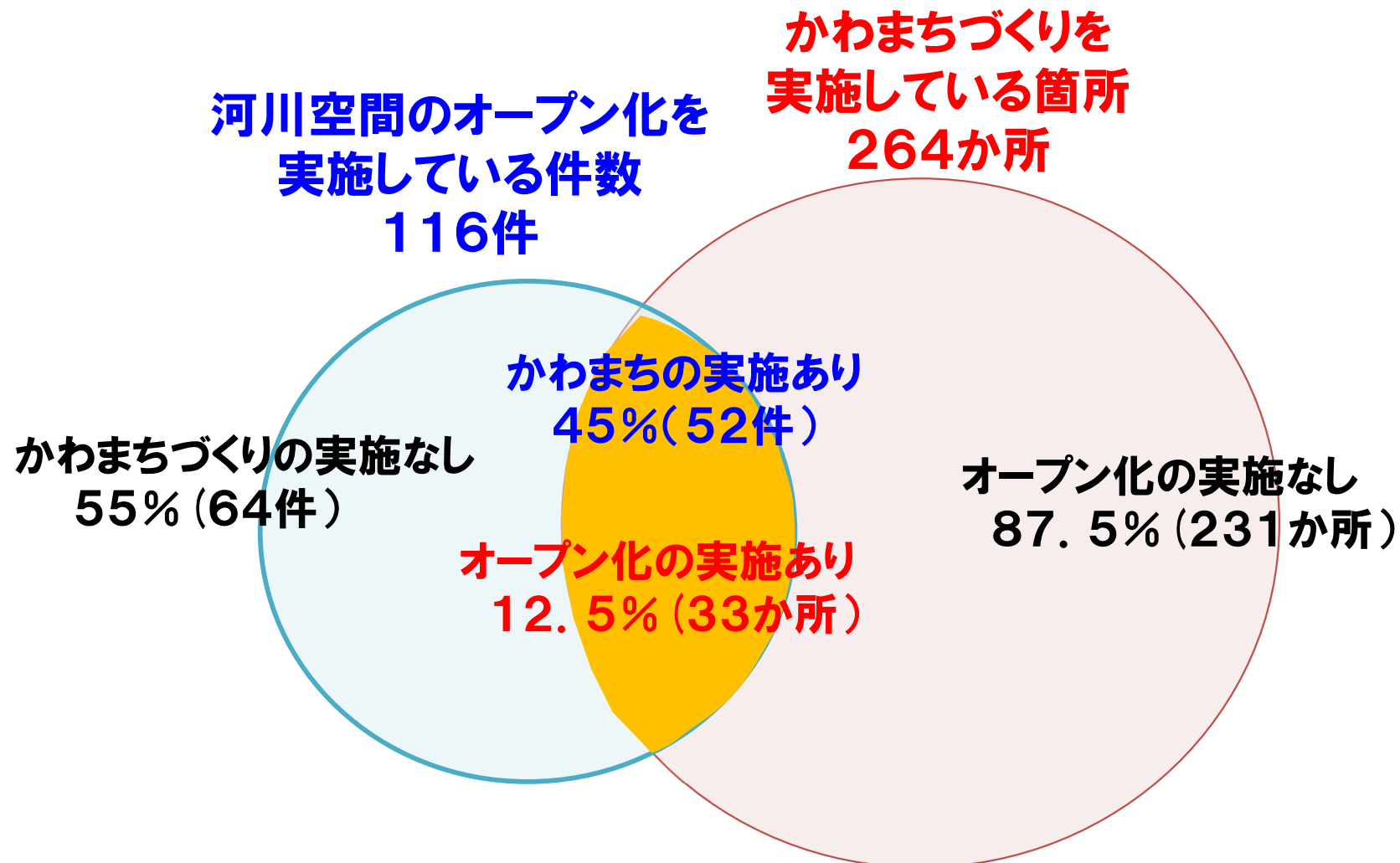
※ かわまちづくりは複数地方公共団体にまたがっている場合があり、かわまちづくり計画登録数と取り組み中の地方公共団体数は一致しない。

# 3. 施策の実施状況

## 3-1. 実施状況

### 3-1-1. 施策の実施数

「かわまちづくり」を実施している箇所のうち 33か所（約13%）で「オープン化」も実施している（52事例\*）。



\*: 一つのかわまちづくり箇所で、複数(最大9事例)のオープン化を行っている場合がある

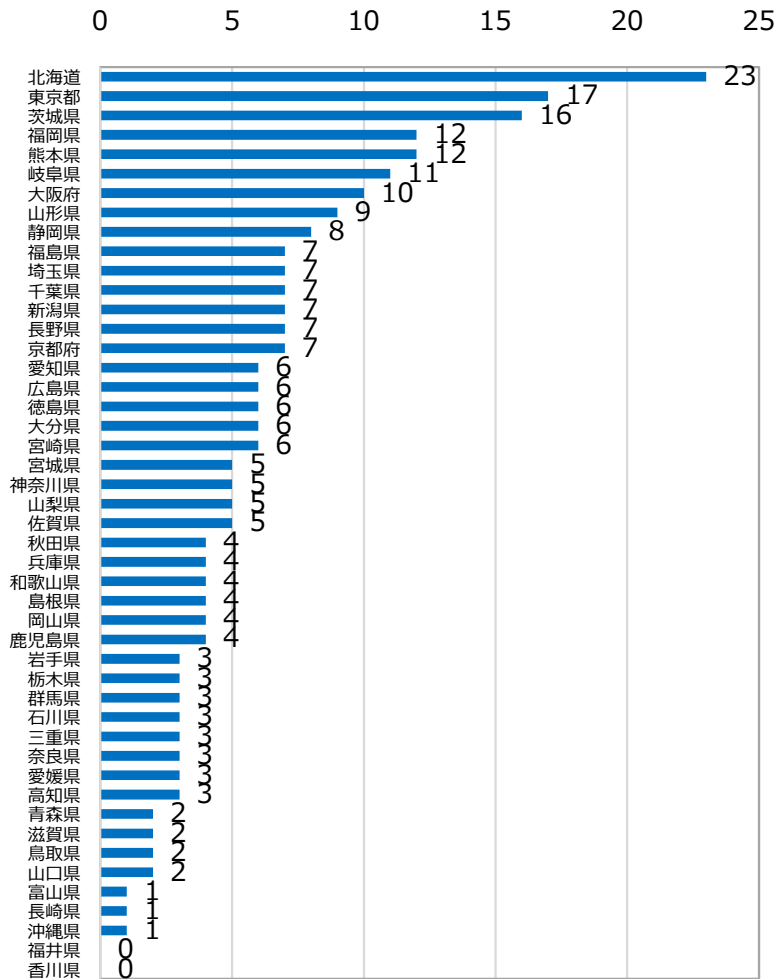


## 3-1. 実施状況

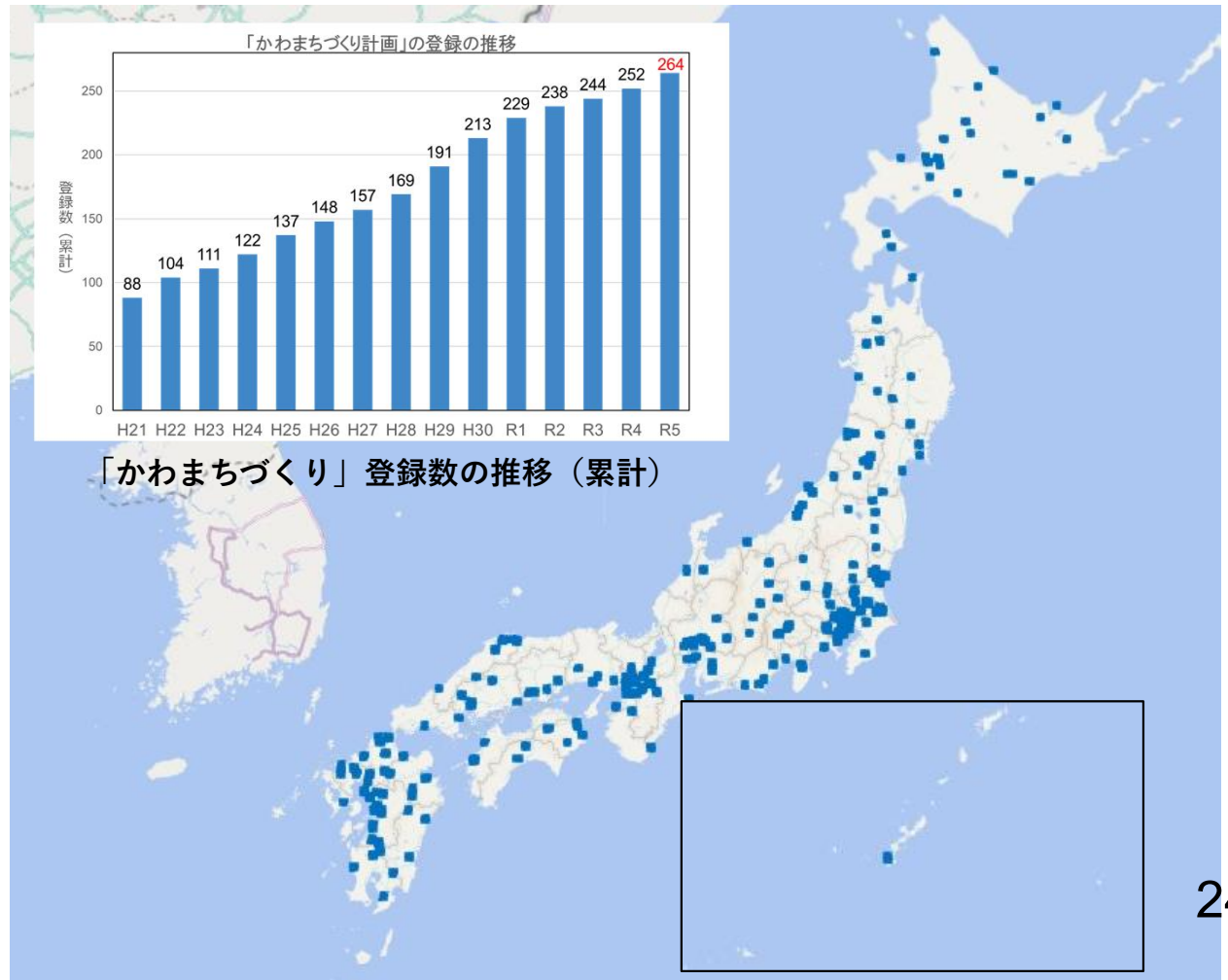
### 3-1-2. 施策を実施している地域の特徴

「かわまちづくり」(264か所、R5.8)は全国45都道府県で実施されており、地域的な偏在は見られない。

「かわまちづくり」実施箇所数ランキング



「かわまちづくり」実施箇所分布図

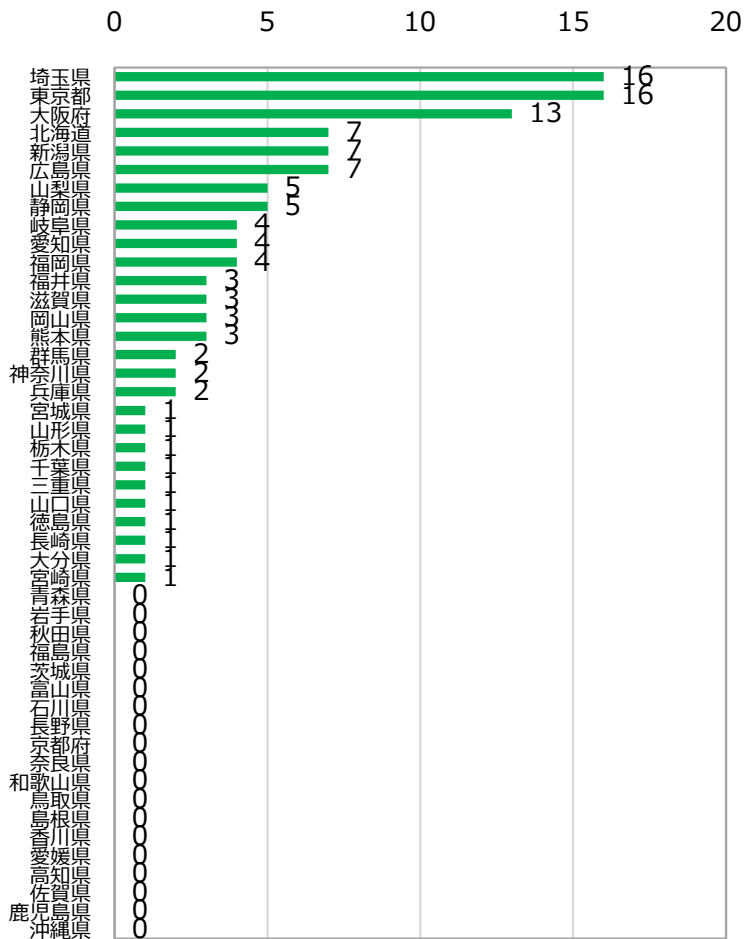


## 3-1. 実施状況

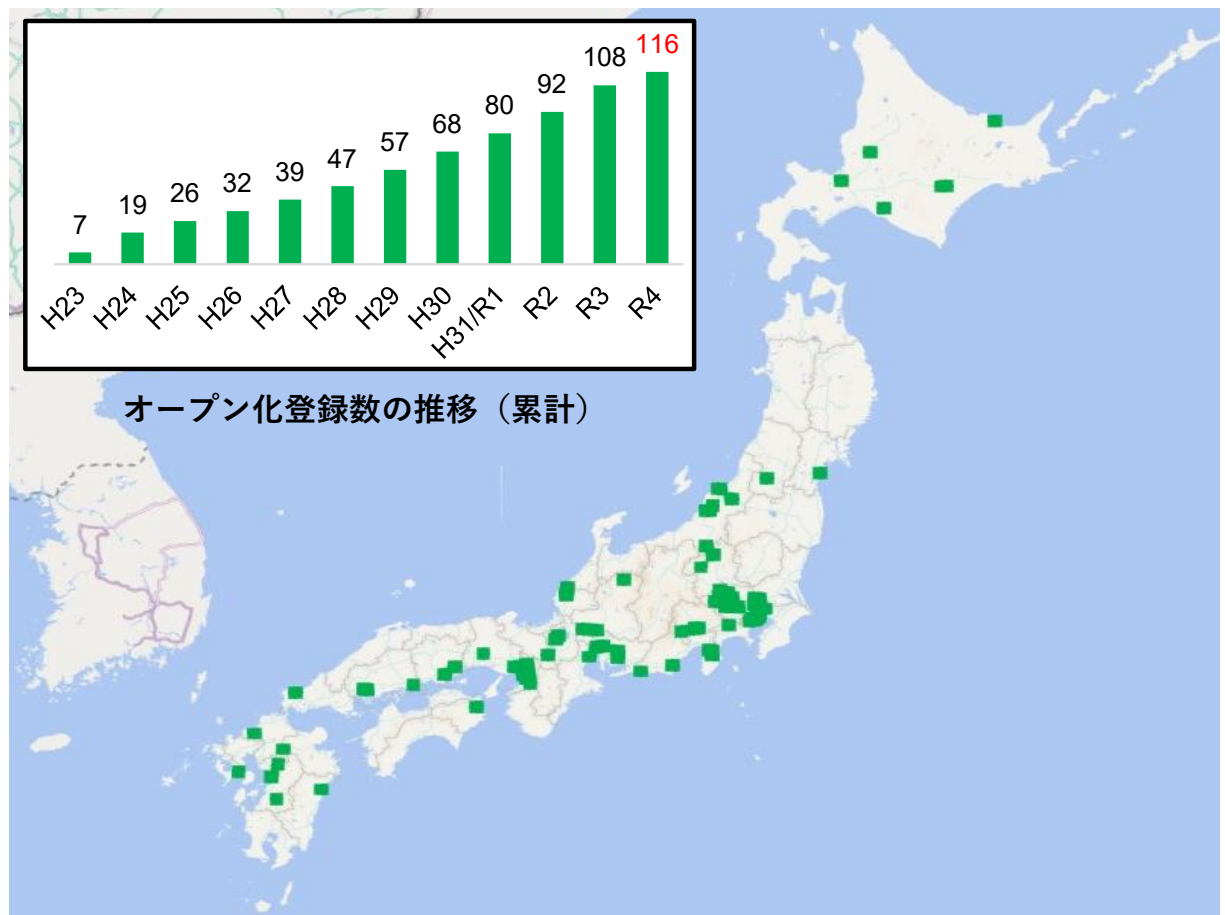
### 3-1-2. 施策を実施している地域の特徴

「河川空間のオープン化」(116件、R5.3)は全国28都道府県で実施されており、淀川、木曾川、隅田川など河川を中心にまちが発展してきた大都市圏や各地方の中心都市での実施が多い。

### オープン化実施箇所数ランキング



### オープン化実施箇所分布図

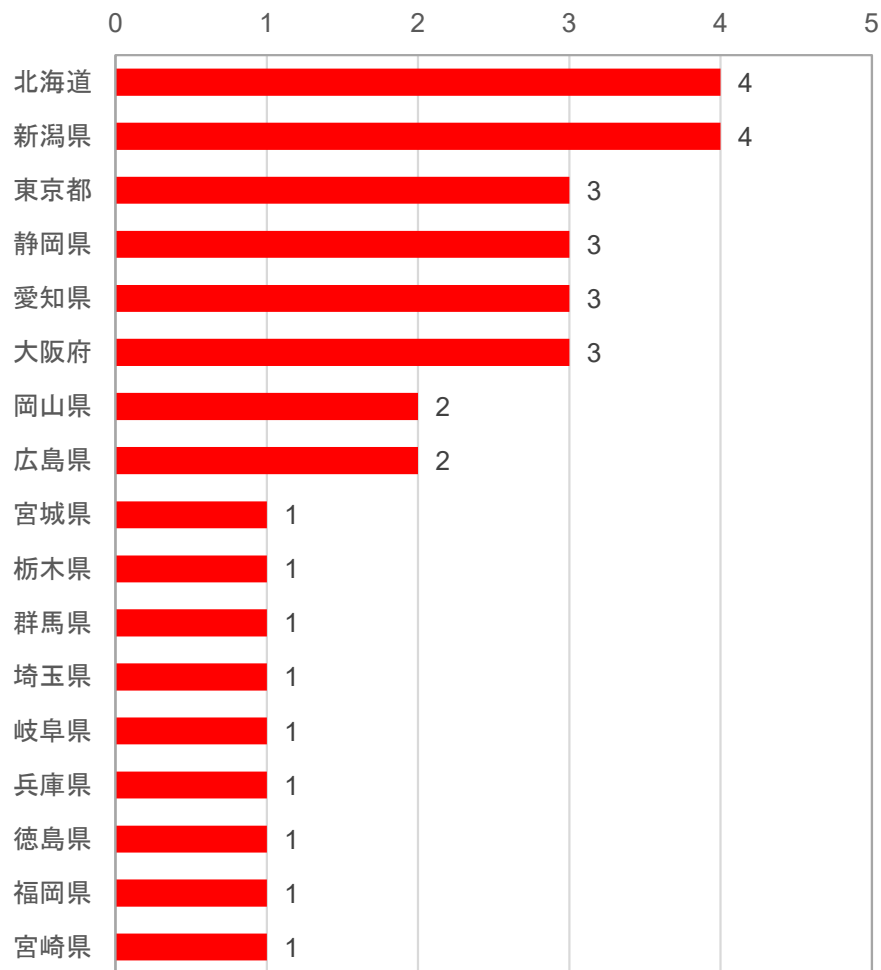


## 3-1. 実施状況

### 3-1-2. 施策を実施している地域の特徴

同一箇所での「かわまちづくり」と「河川空間のオープン化」は全国17都道府県で実施されており、河川空間のオープン化の実施状況とも関連し、大都市での実施が多い。

かわまちづくり & オープン化両方実施箇所数



かわまちづくりとオープン化の両方を実施している箇所の分布



## 3-1. 実施状況

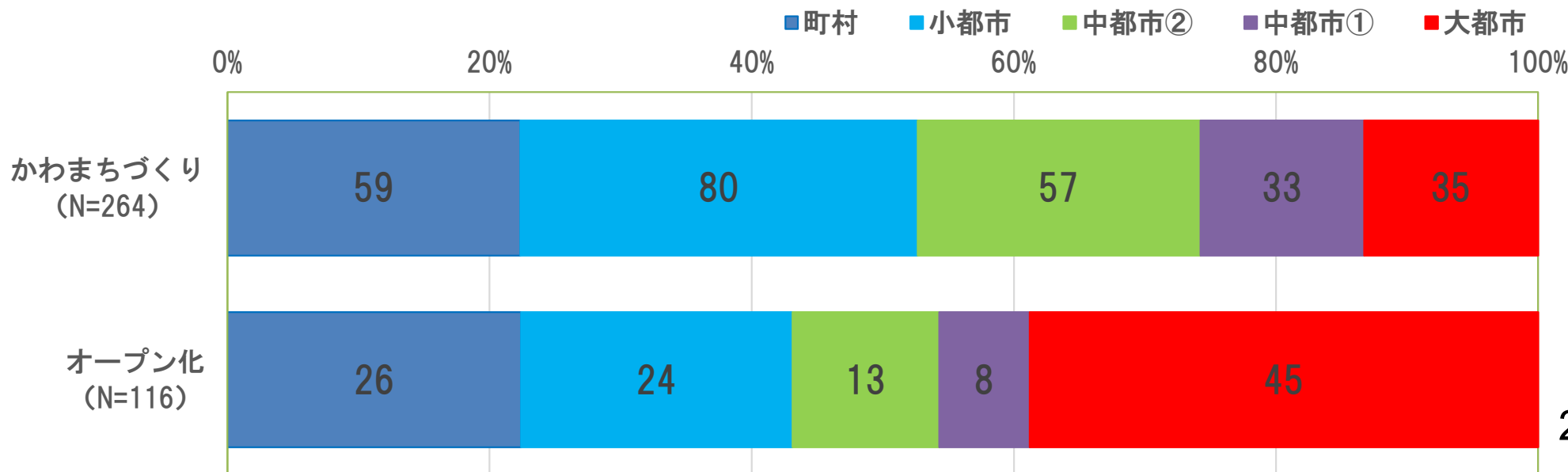
### 3-1-2. 施策を実施している地域の特徴

- ・「かわまちづくり」は、都市規模に依存せず、**全国各地**で実施されている。
- ・「オープン化」は、東京や全国の政令指定都市等の**大都市**で多く実施されている。

都市規模の要件

都市規模	要件
大都市	東京都23区、政令指定都市
中都市①	人口30万人以上の都市
中都市②	人口10万人以上、30万人未満の都市
小都市	人口10万人未満の都市
町村	町、村

## 都市規模別の「かわまちづくり」「オープン化」実施数

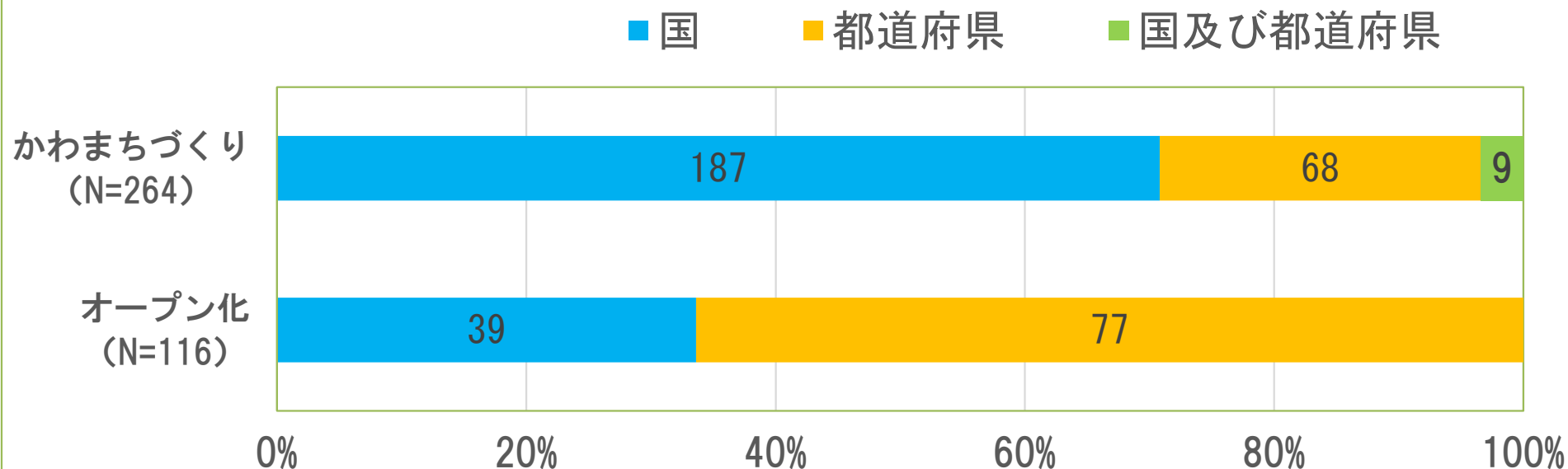


## 3-1. 実施状況

### 3-1-2. 施策を実施している地域の特徴

- 「かわまちづくり」と「オープン化」の実施については、河川形状に依存する傾向が見られる。
- ・ 「かわまちづくり」：堤防で川とまちが分断されているなか、河川敷へのアクセスを可能とする坂路や階段が望まれているような堤防河川の多い**国管理区間**の割合が高い
  - ・ 「オープン化」：川とまちが連続しているような、堤防の無い掘込河川の多い**都道府県管理区間**の割合が高い

### 河川管理区分ごとの実施数

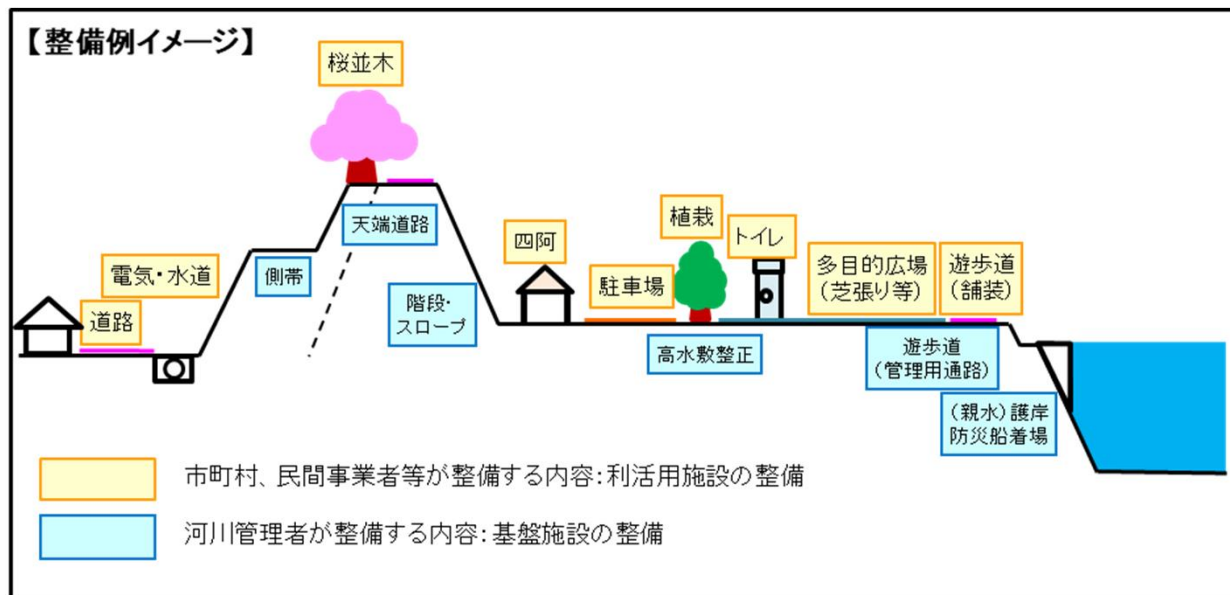


※一つのかわまちづくり箇所、国管理区間と県管理区間にまたがっている場合がある



## 3-2. 実施例

### かわまちづくりの例（堤防河川）



寒川町かわまちづくり(神奈川県)



旭川かわまちづくり(岡山県)



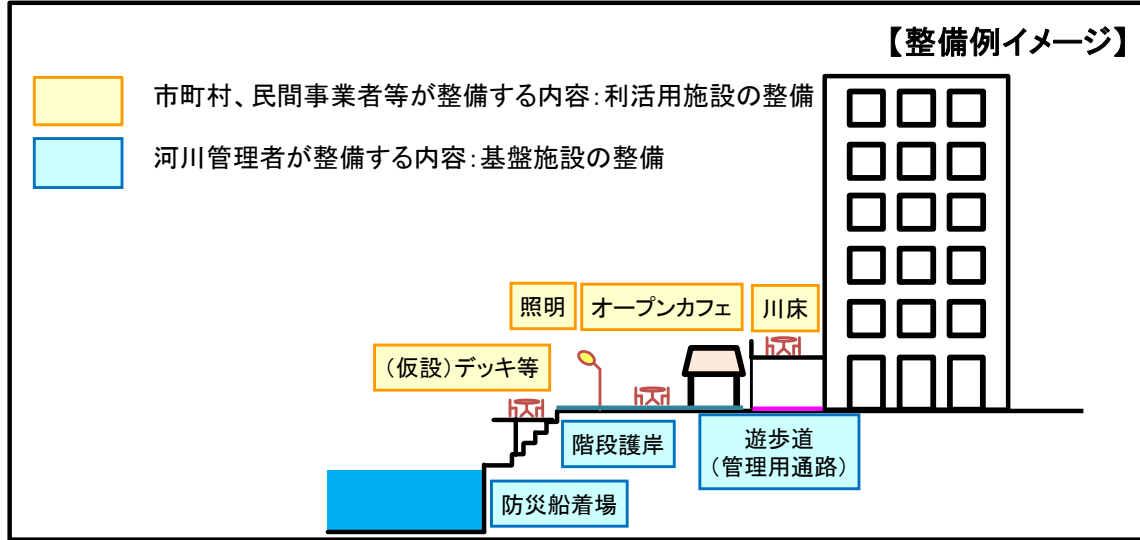
草加市かわまちづくり(埼玉県)



# 3. 施策の実施状況

## 3-2. 実施例

### オープン化の例（掘込河川）



水辺のオープンカフェ(広島県)



北十間川親水テラス(東京都)



水辺遊歩道「とんぼりリバーウォーク」(大阪府)

## 3-3. 施策の実施状況のまとめ

### 項目1. 「かわまちづくり」「オープン化」の実施数・今後の展開性

- ・1級河川及び2級河川に隣接する地方公共団体のうち、5割強が「地域活性化や地方創生に河川を活用できる」と考えている。
- ・今後取り組む可能性のある地方公共団体数は約600ある。

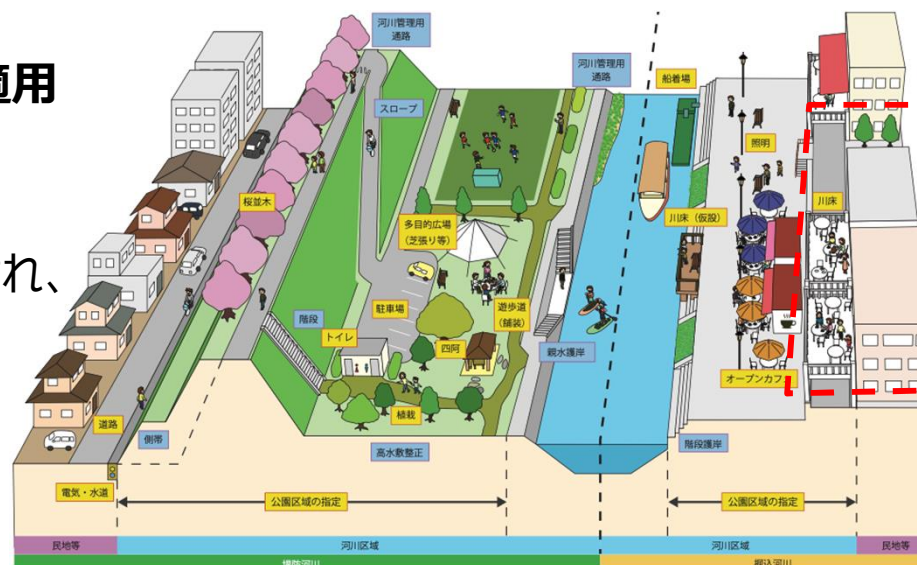
### 項目2. 「かわまちづくり」「オープン化」を実施している地域の特徴

- ・「かわまちづくり」は、全国各地の国管理区間を中心に実施されている。
- ・「オープン化」は大都市の都道府県管理区間を中心に実施されている。

### 「かわまちづくり」又は「オープン化」を実施する際の参考

#### かわまちづくり支援制度の適用が想定される場所

これからの施設整備によって河川へのアクセス等が改善され、河川への人々の呼び込みが期待できる場所



#### 河川空間のオープン化の適用が想定される場所

すでに人々が集まる背後地の延長として、河川空間の活用が見込める箇所



## 4. 施策の現状分析

### 4-1. 分析項目及び分析方法

下記の項目についてアンケート調査を行い、分析する

#### 項目1. 実施目的

- ・かわまちづくり及びオープン化の実施目的
- ・かわまちづくりを実施した箇所具体的な利活用方法等

#### 項目2. 実施効果

- ・それぞれの取組が河川への関心向上につながっているか、また賑わい創出効果が得られているか
- ・周辺の観光施設等との相乗効果等

#### 項目3. 申請手続きにおける課題

- ・申請手続きにおける課題等

#### アンケート調査概要

実施時期: 令和5年9月

調査対象: かわまちづくり又はオープン化を実施している箇所の河川管理者(国・都道府県)  
(かわまちづくり: 264か所、オープン化: 116件)

回答数 : かわまちづくり: 235か所、オープン化: 113件

※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

※項目1. 実施目的「かわまちづくりを実施した箇所の具体的な利活用方法」についてのみ、令和元年7月のアンケート調査結果を用いた。

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

### 4-2-1. 実施目的

## 市町村が作成する総合計画等への位置付け

市町村は、住民と共有する将来目標や施策を示す総合計画を作成している。  
 市町村は「かわまちづくり」又は「オープン化」の計画について、河川管理者(国・都道府県)と協議・連携して策定している。そのうえで**約4割の箇所を市町村の総合計画等**(都道府県の総合計画を含めると約6割)に位置づけている。

#### 【かわまちづくり実施箇所】

### 総合計画等への位置づけの割合

河川管理者	①市町村の総合計画等	②都道府県の総合計画等	③市町村又は都道府県の総合計画等*1
国 (162か所)	81か所 (50.0%)	24か所 (14.8%)	96か所 (59.2%)
国及び都道府県*2 (9か所)	8か所 (88.9%)	4か所(44.4%)	9か所 (100%)
都道府県*3 (64か所)	20か所 (31.3%)	23か所 (35.9%)	38か所 (59.4%)
<b>合計 (235か所)</b>	<b>109か所 (46.3%)</b>	<b>51か所 (21.7%)</b>	<b>143か所 (60.9%)</b>

#### 【オープン化実施箇所】

### 総合計画等への位置づけの割合

河川管理者	①市町村の総合計画等	②都道府県の総合計画等	③市町村又は都道府県の総合計画等*1
国 (39か所)	22か所 (56.4%)	5か所 (12.8%)	24か所 (61.5%)
都道府県*2 (74か所)	23か所 (31.1%)	44か所 (59.5%)	51か所 (68.9%)
<b>合計 (113か所)</b>	<b>45か所 (39.8%)</b>	<b>49か所 (43.4%)</b>	<b>75か所 (66.4%)</b>

\*1 一つの箇所が市町村の総合計画等と都道府県の総合計画等の両方に位置付けられている場合があるため、③は①と②の合計と一致しない。

\*2 かわまちづくり実施箇所は、河川管理者が異なる区間をまたいで実施されている場合がある。

\*3 一部の区間は政令指定都市の長が管理

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

### 4-2-1. 実施目的

#### 市町村等が「かわまちづくり」及び「オープン化」に取り組んだ理由

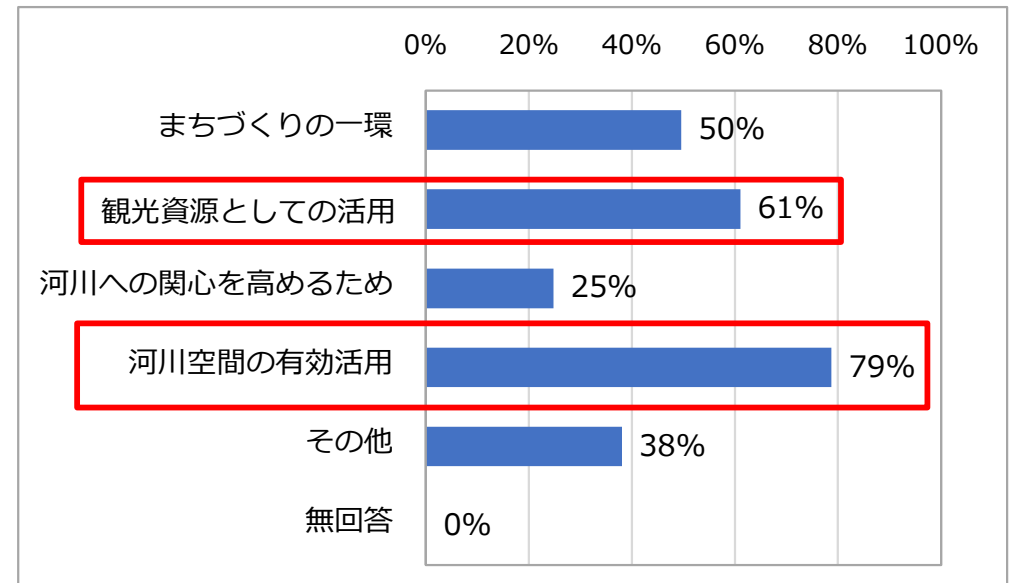
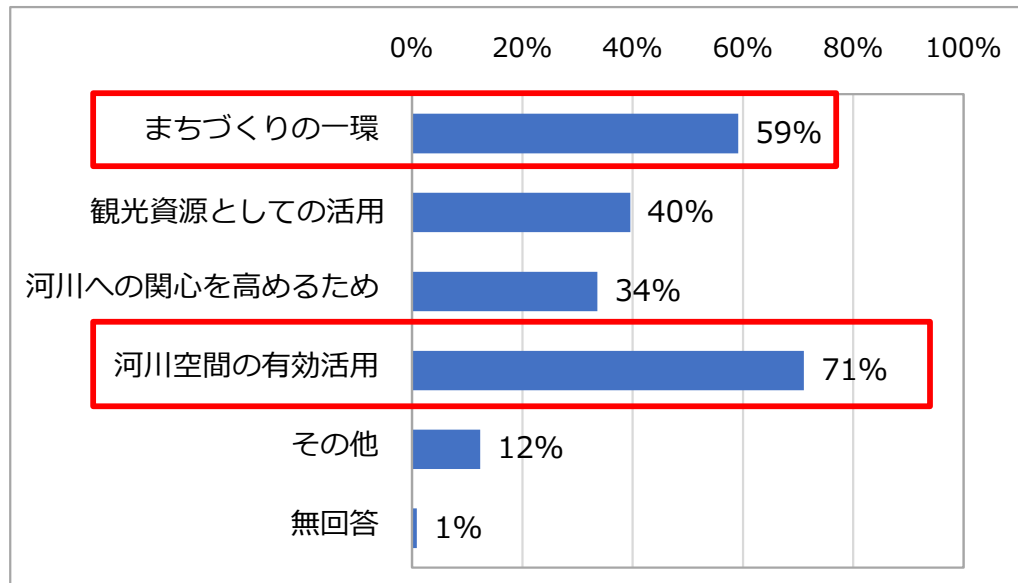
市町村や民間事業者等が「かわまちづくり」及び「オープン化」に取り組んだ理由は、ともに「**河川空間の有効活用**」が最多である。また「かわまちづくり」では「**まちづくりの一環**」、「オープン化」では「**観光資源としての活用**」も多い。

【かわまちづくり実施箇所】

【オープン化実施箇所】

#### 市町村等がかわまちづくりを行った理由

#### 市町村等がオープン化を行った理由



その他:

N=235

- にぎわいが生まれる魅力的な水辺空間の創出
- 豊かな自然環境を利用した水辺のにぎわいを創出
- 河川景観や親水性の向上
- 道の駅及び防災ステーションとの整備連携

その他:

N=113

- 水辺空間の活性化のため
- 観光地(市民の憩い・賑わいの場)の創設及びそれによる地域振興
- 維持管理等の地域課題を解決しつつ、観光客の誘致拠点とするため
- 地域課題を解決しつつ、地域活性化の拠点とするため

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

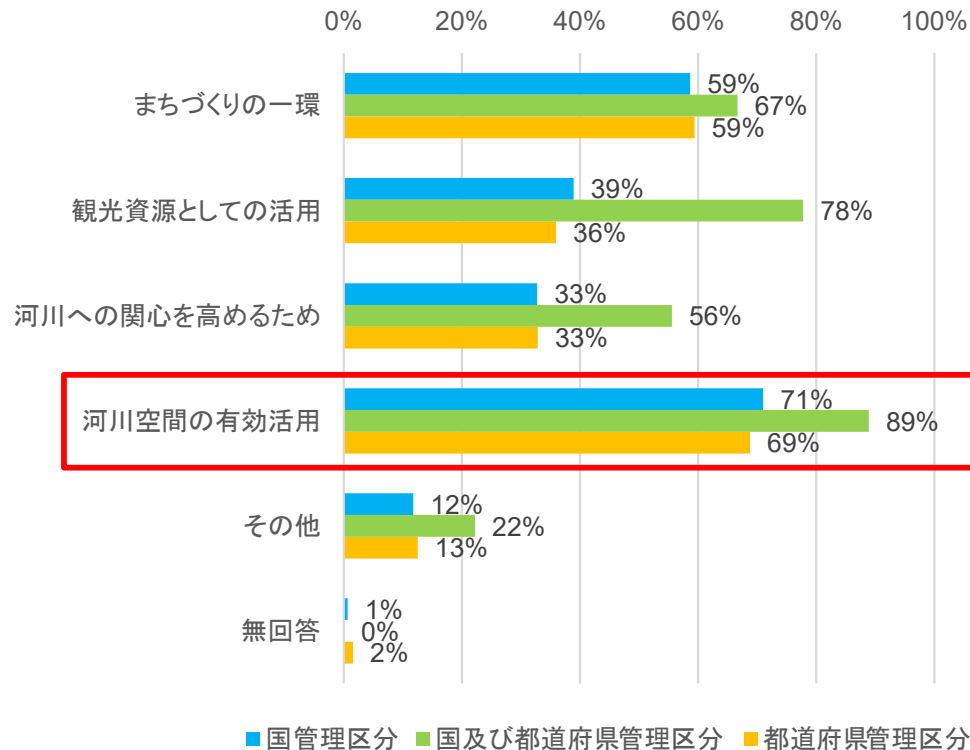
### 4-2-1. 実施目的

#### 河川管理区分による、「かわまちづくり」及び「オープン化」に取り組んだ理由の違い

「かわまちづくり」及び「オープン化」に取り組んだ理由は、河川管理区分によらず「**河川空間の有効活用**」が最多である。

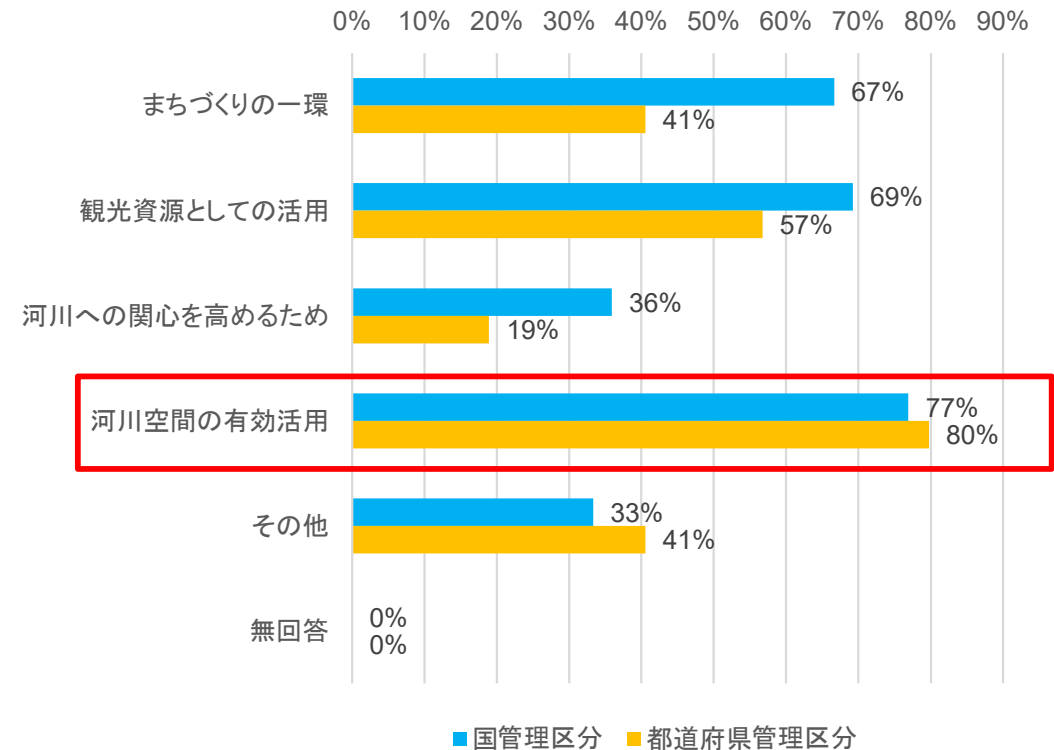
【かわまちづくり実施箇所】

市町村等がかわまちづくりを行った理由  
(河川管理区分別)



【オープン化実施箇所】

市町村等がオープン化を行った理由  
(河川管理区分別)



全体 N=235  
(国管理区分 N=162 国及び都道府県管理区分 N=9 都道府県管理区分 N=64)

全体 N=113  
(国管理区分 N=39 都道府県管理区分 N=74)

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

### 4-2-1. 実施目的

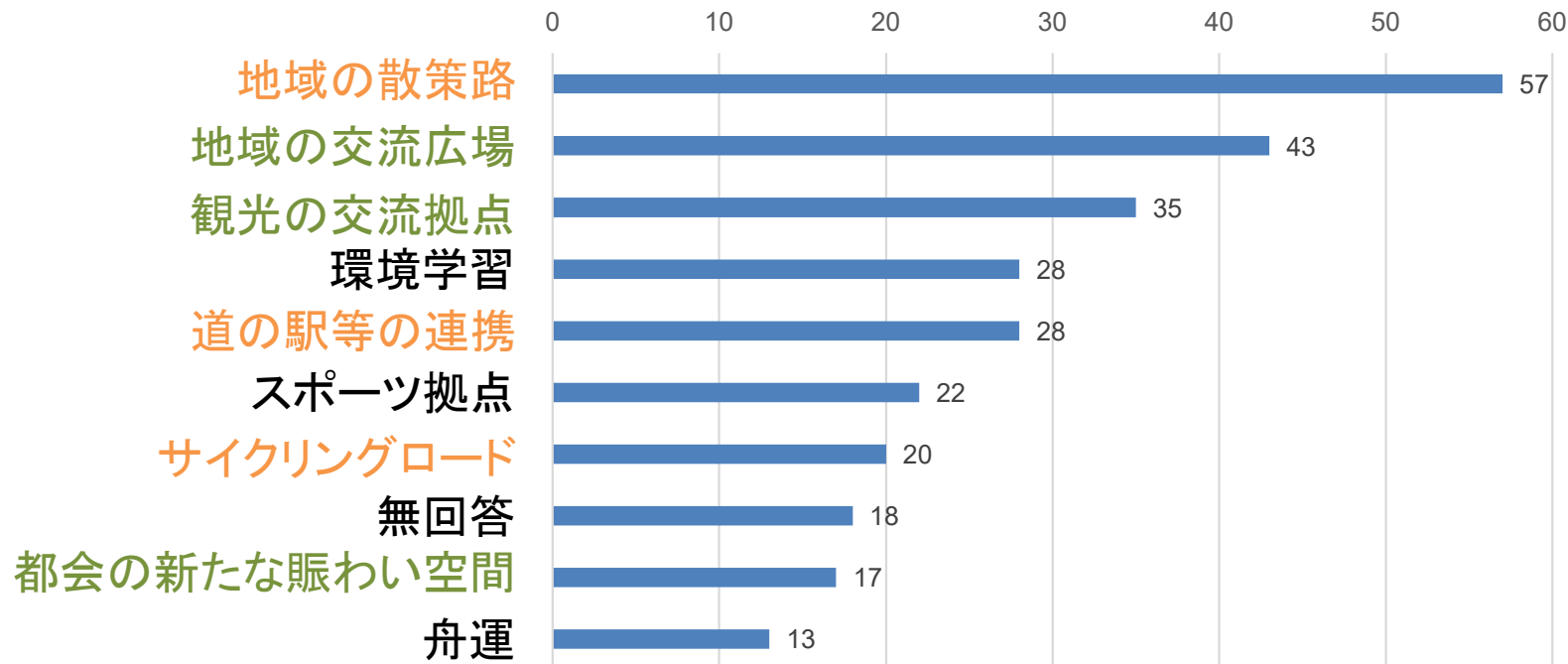
## かわまちづくりを実施した箇所の具体的な利活用方法

「かわまちづくり」の実施箇所は、交流促進を目的とした「地域の交流広場」や「観光の交流拠点」「都会の新たな賑わい空間」や、回遊性向上を目的とした「地域の散策路」「道の駅等の連携」「サイクリングロード」として、地元住民や観光客によって利活用されている。

【かわまちづくり実施箇所】

具体的な利活用方法

複数回答可 (件)



※ 令和元年7月時点。1級河川及び2級河川に隣接する市区町村を対象としたアンケート結果に基づく。

※ かわまちづくりは複数地方公共団体にまたがっている場合があり、かわまちづくり計画登録数と取り組み中の地方公共団体数は一致しない。

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

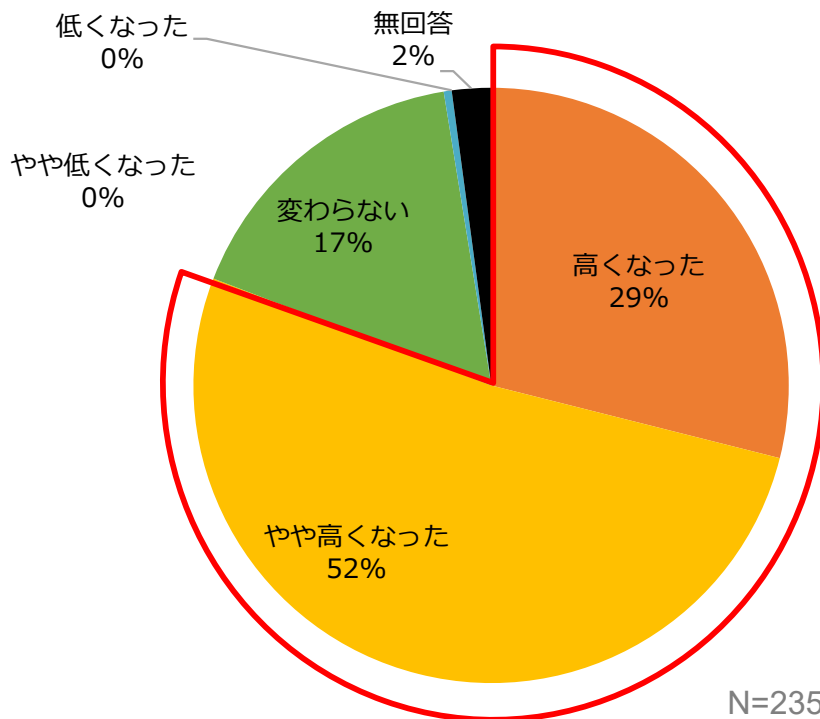
### 4-2-2. 実施効果

#### 河川への関心の高まり

「かわまちづくり」と「オープン化」とともに、**8割以上**が河川に対する関心が「高くなった」又は「やや高くなった」と回答。

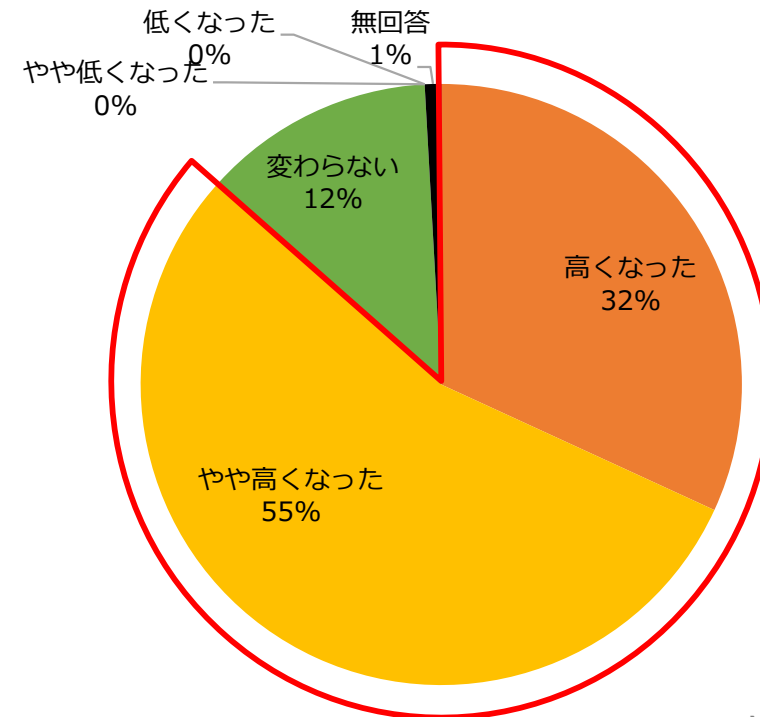
【かわまちづくり実施箇所】

取組実施後の河川への関心の高まり



【オープン化実施箇所】

取組実施後の河川への関心の高まり



※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

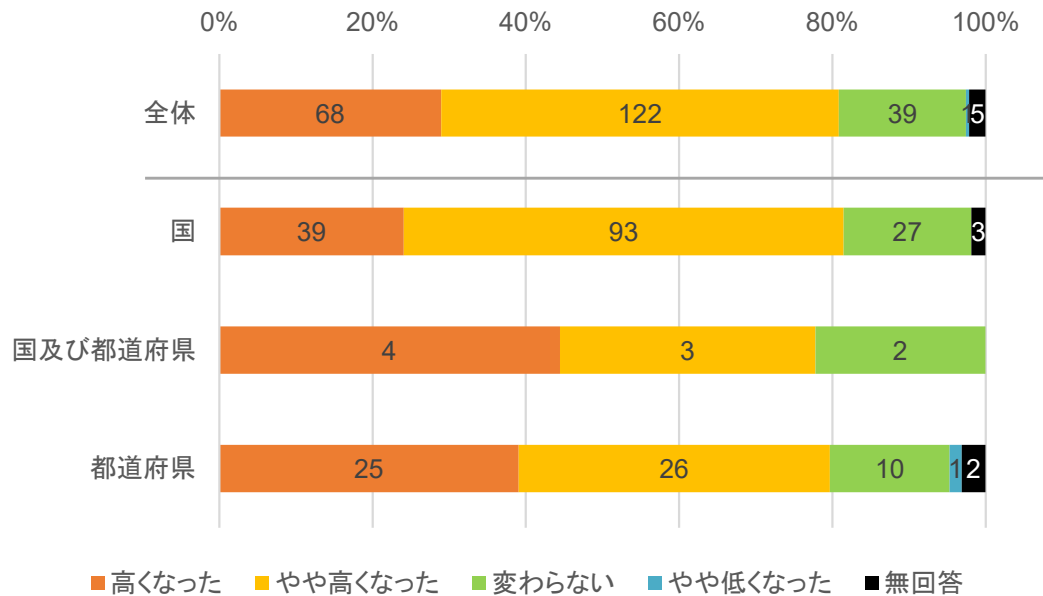
### 4-2-2. 実施効果

## 河川管理区分による、河川への関心の高まりの違い

河川管理区分による、河川への関心の高まりの大きな違いは見られない。

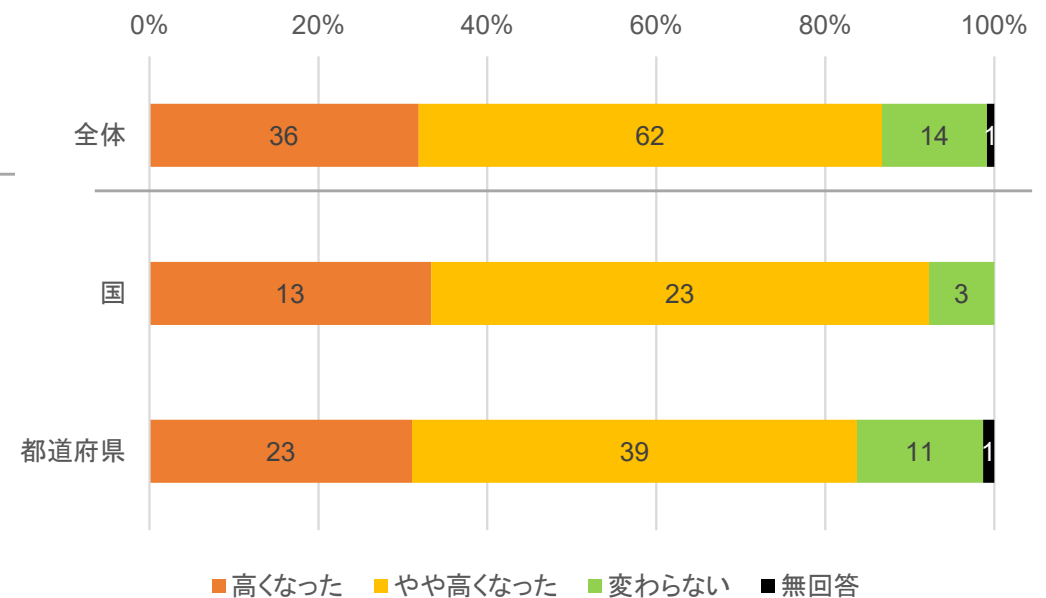
【かわまちづくり実施箇所】

河川管理区分別の取組実施後の河川への関心の高まり



【オープン化実施箇所】

河川管理区分別の取組実施後の河川への関心の高まり



全体 N=235  
 (国管理区分 N=162 国及び都道府県管理区分 N=9 都道府県管理区分 N=64)

全体 N=113  
 (国管理区分 N=39 都道府県管理区分 N=74)

※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

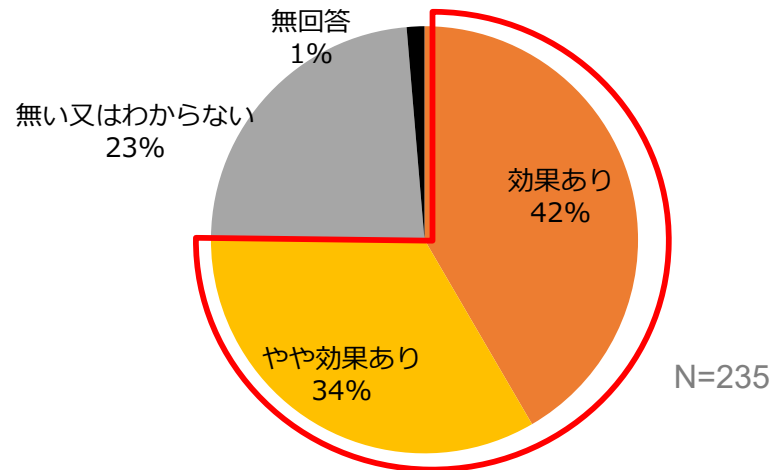
### 4-2-2. 実施効果

#### 賑わい創出効果

賑わい創出効果について、「かわまちづくり」と「オープン化」ともに7割以上が、「効果あり」「やや効果あり」と回答。

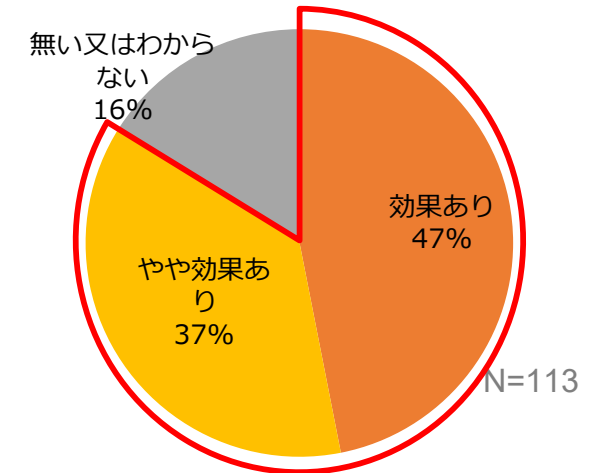
【かわまちづくり実施箇所】

かわまちづくりの効果の有無



【オープン化実施箇所】

オープン化の効果の有無



「効果が無い又はわからない」と回答した箇所のうち、整備が完了している箇所(12か所)への聴き取り結果

- ・11か所:「わからない」理由:・事業完了後はフォローアップをしていないため  
・整備後年数が経過しており、整備前後を比較したデータがないため 等
- ・1か所:「無い」理由:・かわまちづくり事業と一体となって整備した公園の利用者の増加がみられないため。

効果が無い又はわからない(18件)の聴き取り結果

- ・18件:「わからない」理由:・コロナ禍で事業が実施できていないため  
・区域指定はしたが、利活用等が始まっていないため 等

※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。



# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

### 4-2-2. 実施効果

#### 都市規模による、賑わい創出効果の違い

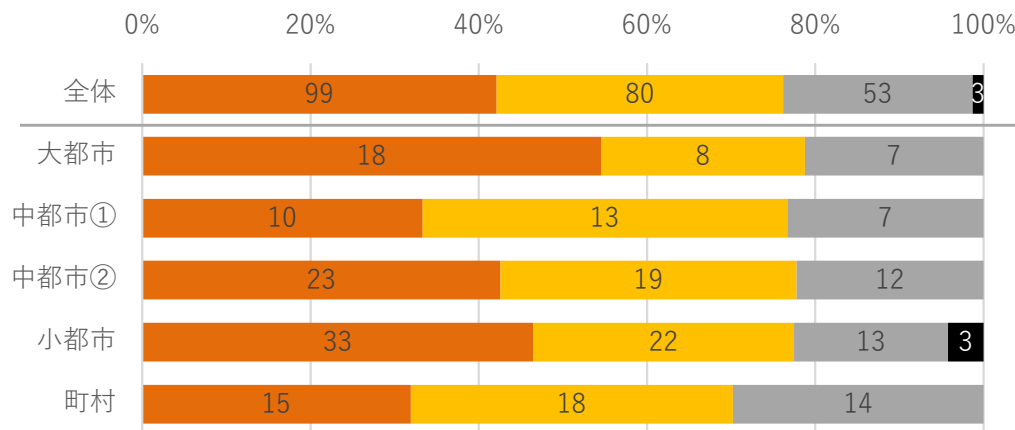
・「かわまちづくり」について、都市規模による大きな違いは見られなかった。  
 ・「オープン化」について、**大都市の約7割が「効果あり」と回答し、全体の47%と比べて高い割合となった。**

都市規模の要件

都市規模	要件
大都市	東京都23区、政令指定都市
中都市①	人口30万人以上の都市
中都市②	人口10万人以上、30万人未満の都市
小都市	人口10万人未満の都市
町村	町、村

【かわまちづくり実施箇所】

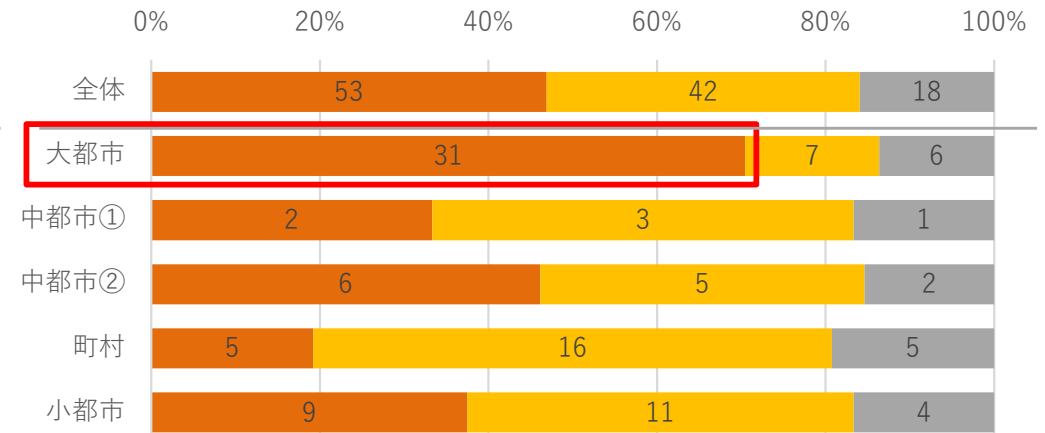
都市規模別の効果の割合



N= 235

【オープン化実施箇所】

都市規模別の効果の割合



N= 113

■効果あり ■やや効果あり ■無い又はわからない ■無回答

■効果あり ■やや効果あり ■無い又はわからない

※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

### 4-2-2. 実施効果

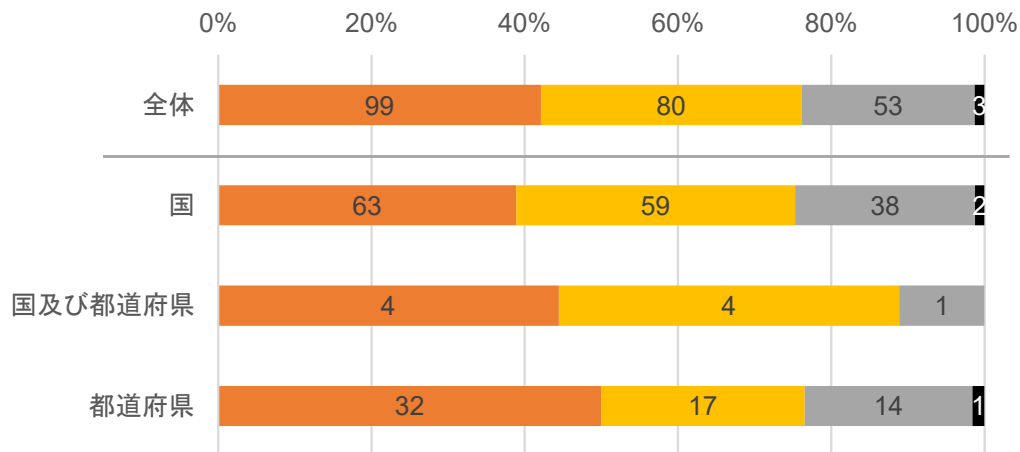
#### 河川管理区分による、賑わい創出効果の違い

- ・「かわまちづくり」について、全ての河川管理区分において、**7割以上の箇所**が「効果あり」「やや効果あり」と回答しており、河川管理区分による大きな違いは見られなかった。
- ・「オープン化」について、全ての河川管理区分において、**8割以上の箇所**が「効果あり」「やや効果あり」と回答しており、河川管理区分による大きな違いは見られなかった。

【かわまちづくり実施箇所】

【オープン化実施箇所】

河川管理区分別の効果の有無



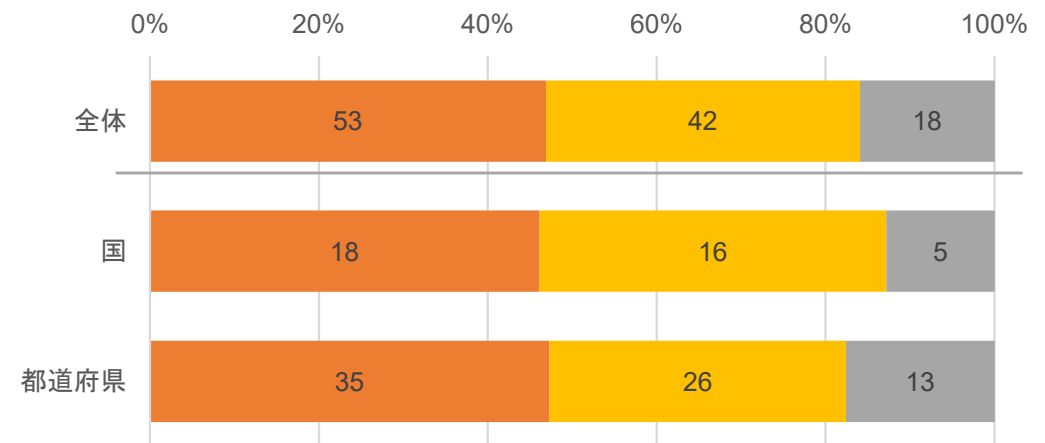
■効果あり ■やや効果あり ■無い又はわからない ■無回答

全体 N=235

(国管理区分 N=162 国及び都道府県管理区分 N=9 都道府県管理区分 N=64)

※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

河川管理区分別の効果の有無



■効果あり ■やや効果あり ■無い又はわからない

全体 N=113

(国管理区分 N=39 都道府県管理区分 N=74)

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

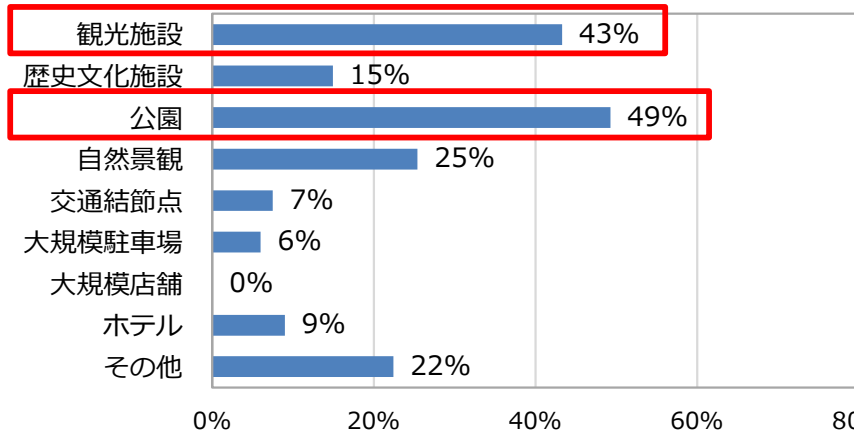
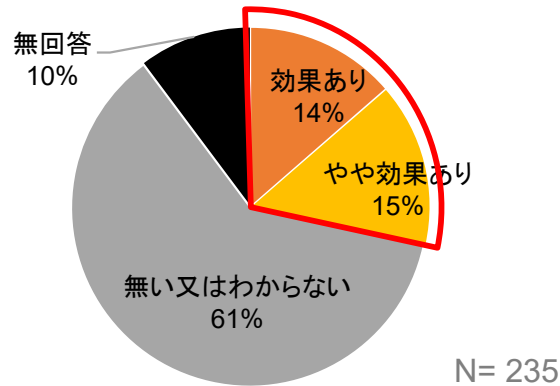
### 4-2-2. 実施効果

### 他の施設等との相乗効果

約3割の箇所が他の施設等との相乗効果があった、と回答。  
相乗効果をもたらした要因として、**公園**、**観光施設**等が多く挙げられている。

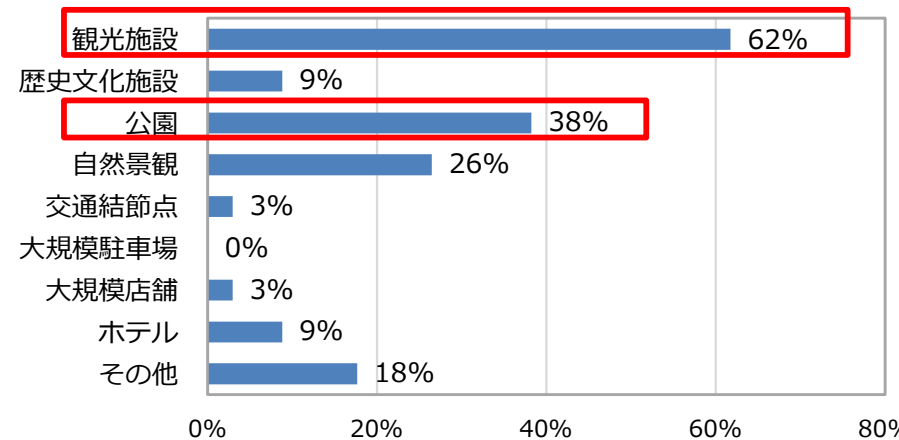
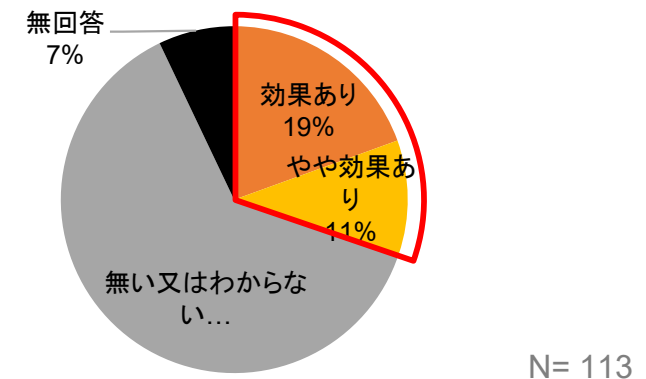
【かわまちづくり実施箇所】

他の施設との相乗効果の有無（上）と  
効果をもたらした要因の施設（下）



【オープン化実施箇所】

他の施設との相乗効果の有無（上）と  
効果をもたらした要因の施設（下）



※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

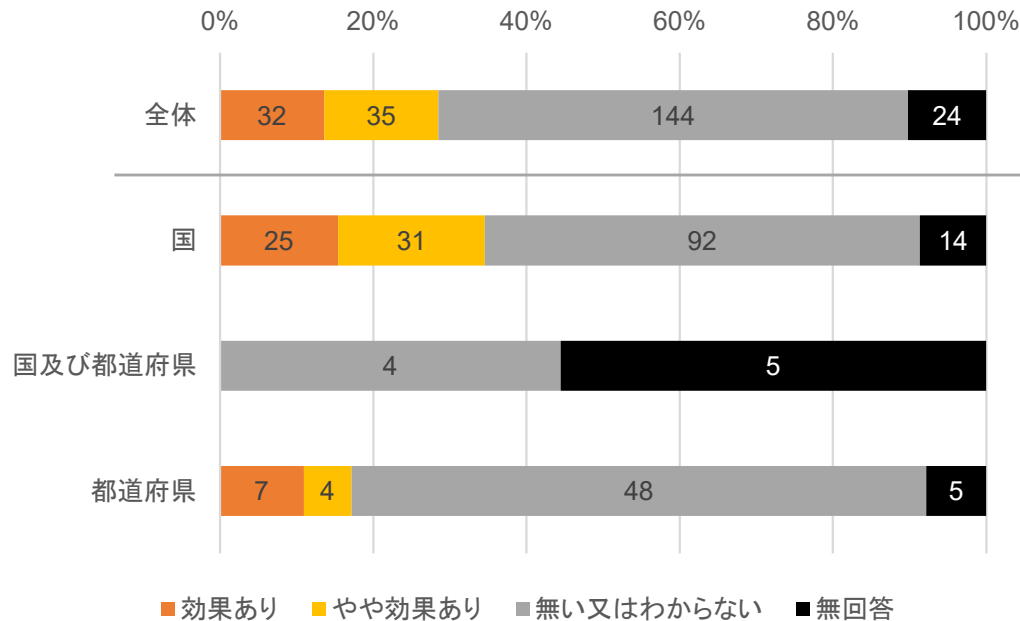
### 4-2-2. 実施効果

## 河川管理区分による、他の施設等との相乗効果の違い

河川管理区分による、他の施設等との相乗効果の大きな違いは見られない。

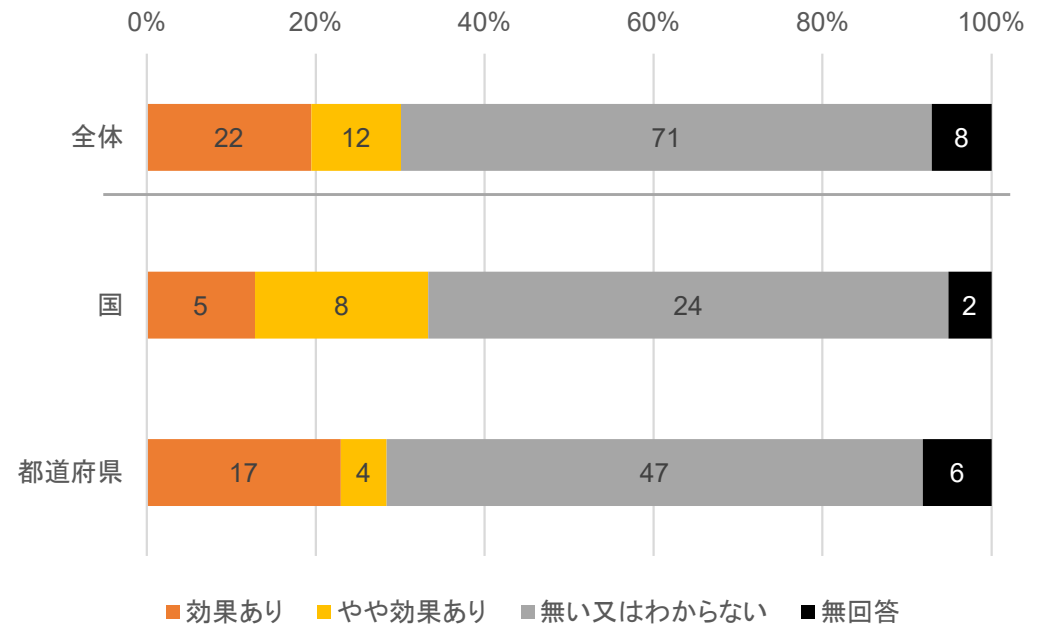
【かわまちづくり実施箇所】

他の施設との相乗効果の有無（河川管理区分別）



【オープン化実施箇所】

他の施設との相乗効果の有無（河川管理区分別）



全体 N=235  
 (国管理区分 N=162 国及び都道府県管理区分 N=9 都道府県管理区分 N=64)

全体 N=113  
 (国管理区分 N=39 都道府県管理区分 N=74)

※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

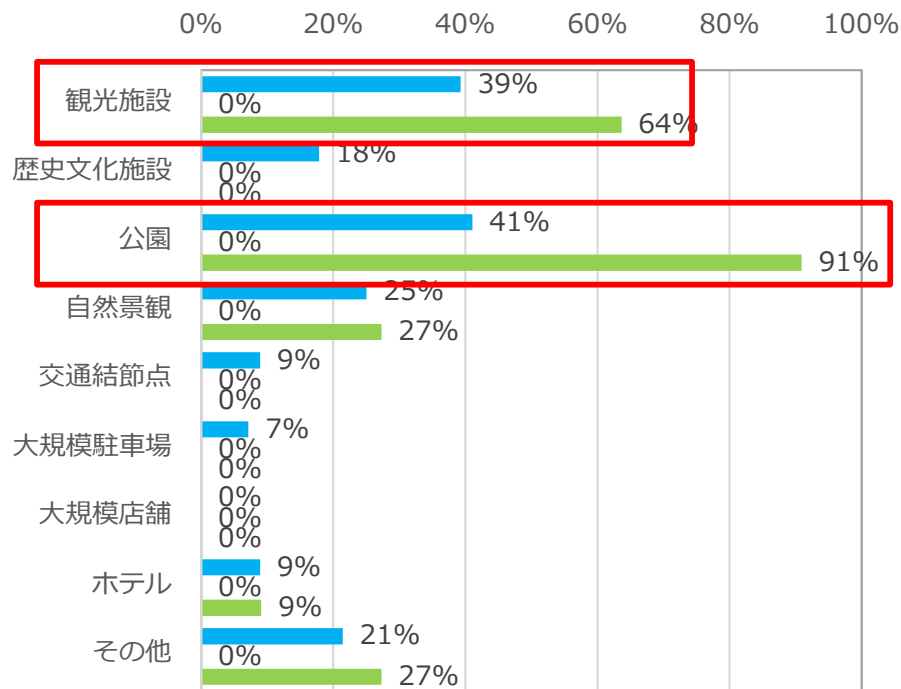
### 4-2-2. 実施効果

## 河川管理区分による、他の施設等との相乗効果の違い

河川管理区分によらず、相乗効果をもたらした要因として**公園**、**観光施設等**が、多く挙げられている。

【かわまちづくり実施箇所】

効果をもたらした要因の施設（河川管理区分別）

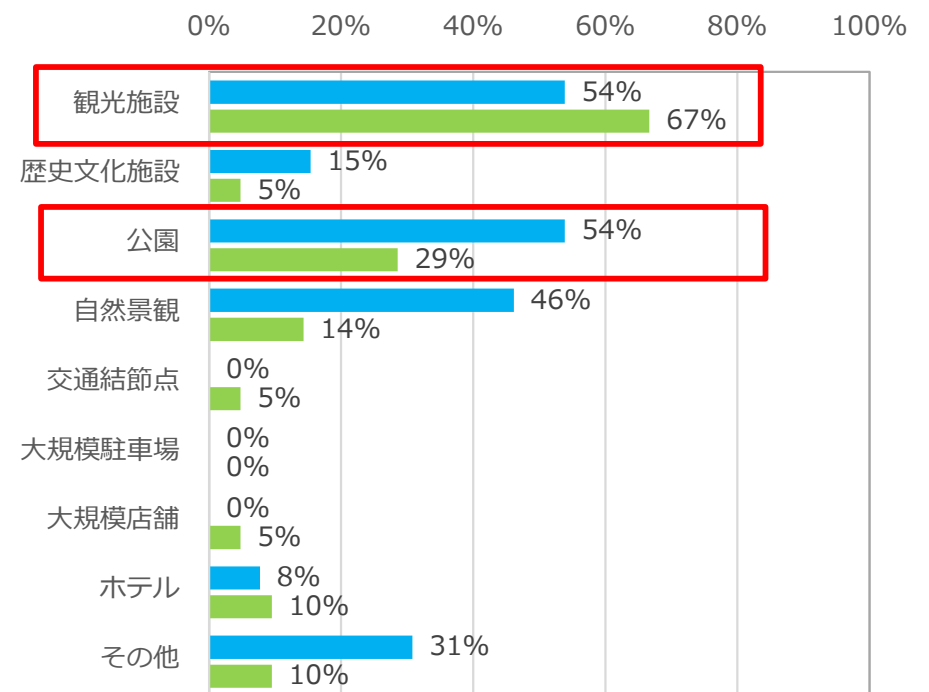


■ 国管理区分 ■ 国及び都道府県管理区分 ■ 都道府県管理区分

国管理区分 N=56 国及び都道府県管理区分 N=0 都道府県管理区分 N=11

【オープン化実施箇所】

効果をもたらした要因の施設（河川管理区分別）



■ 国管理区分 ■ 都道府県管理区分

国管理区分 N=13 都道府県管理区分 N=21

※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

### 4-2-2. 実施効果

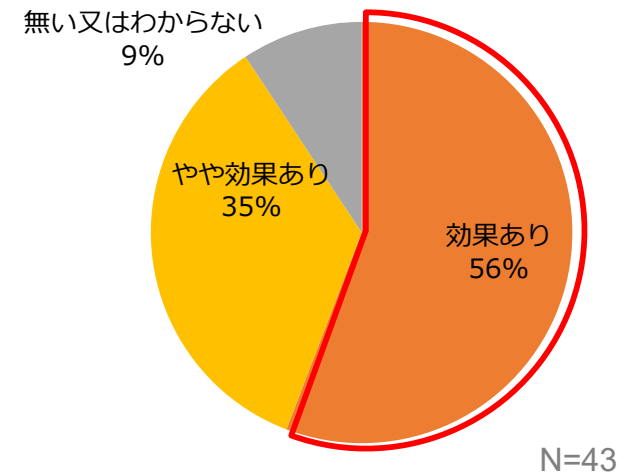
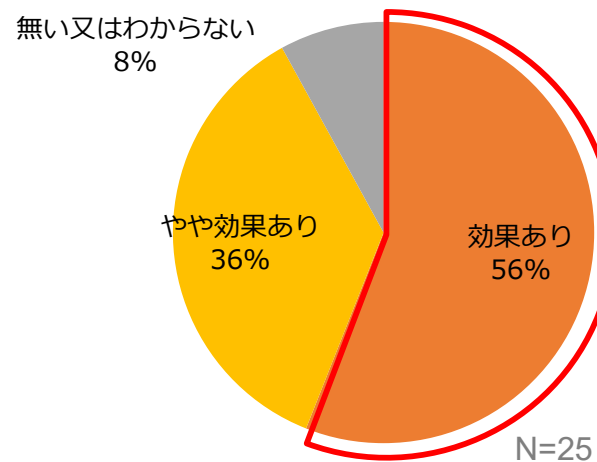
#### 同一箇所でも取組に取り組んでいる場合の賑わい創出効果

単独で実施している箇所に比べ、高い賑わい創出効果が得られている。

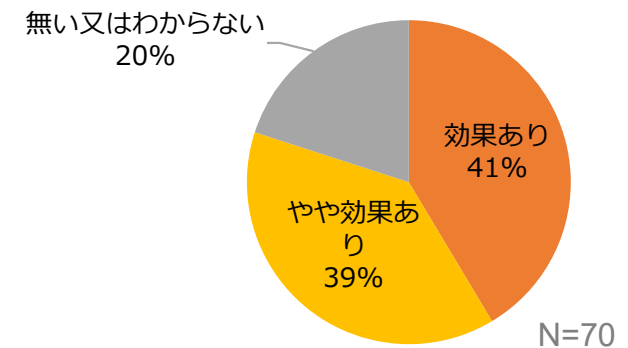
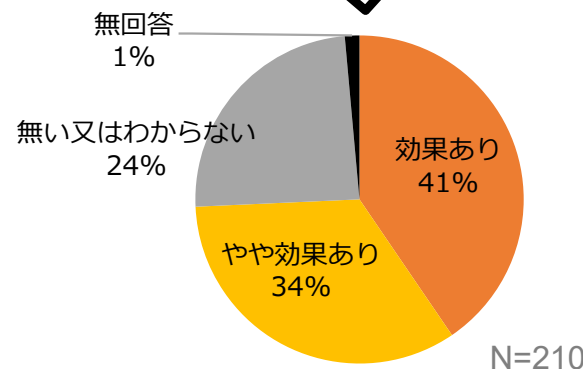
かわまちづくりの効果の有無

オープン化の効果の有無

かわまちづくりと  
オープン化  
両方実施箇所



かわまちづくり  
オープン化  
単独実施箇所



※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

### 4-2-2. 実施効果

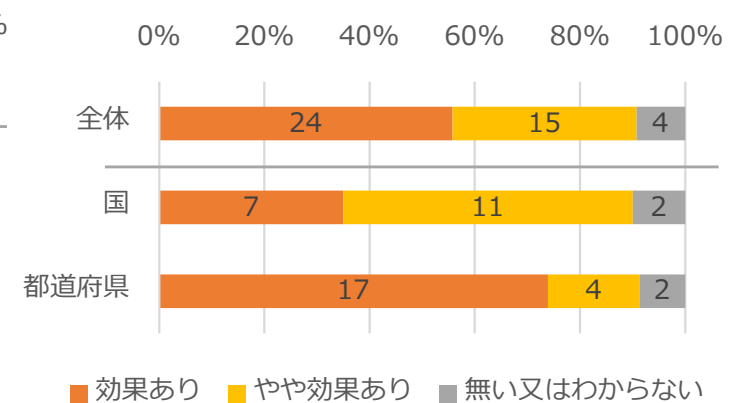
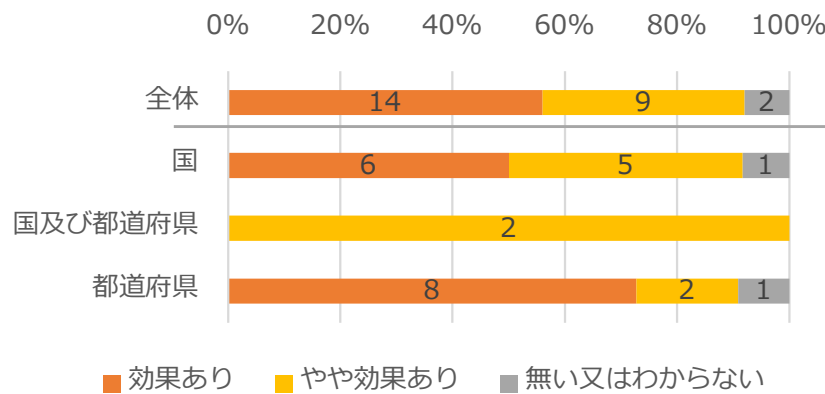
## 同一箇所でも取組に取り組んでいる場合の河川管理区分による、賑わい創出効果の違い

単独で実施している箇所に比べ、高い賑わい創出効果が得られている。

### かわまちづくりの効果の有無

### オープン化の効果の有無

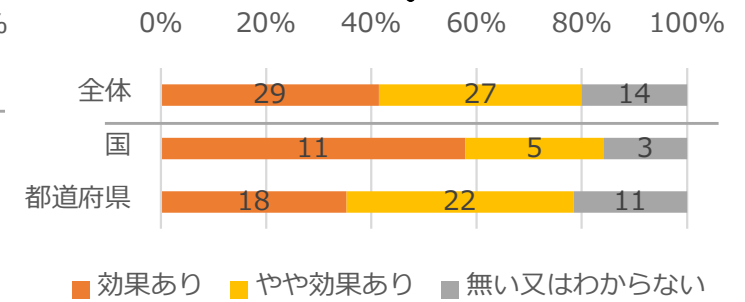
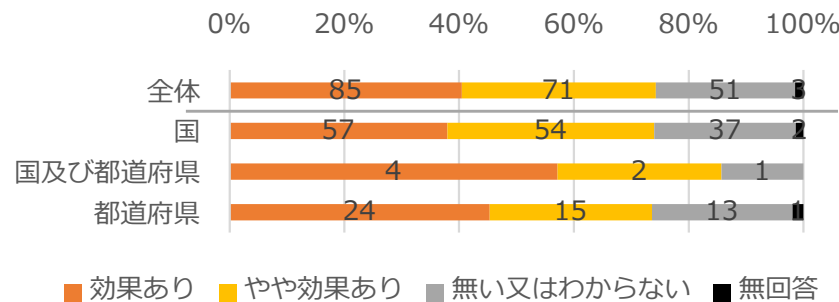
かわまちづくりと  
オープン化  
両方実施箇所



N=25

N=43

かわまちづくり  
オープン化  
単独実施箇所



N=210

N=70

※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。



閑上地区かわまちづくり(宮城県名取市)では、河川堤防と同じ高さに整備した側帯上に商業施設を整備し、令和元年のオープン以来、多くの利用者が訪れ、地域の賑わいの拠点となっている。



名取川の堤防沿いに整備された「かわまちてらす閑上」

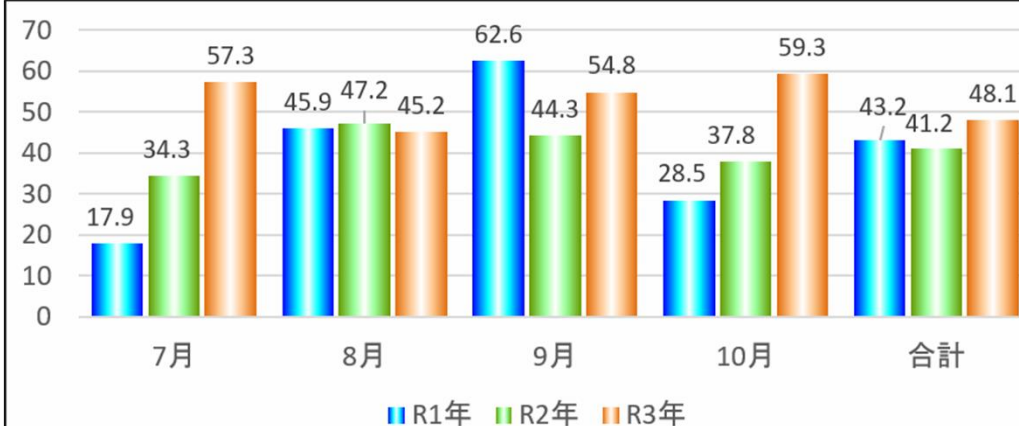
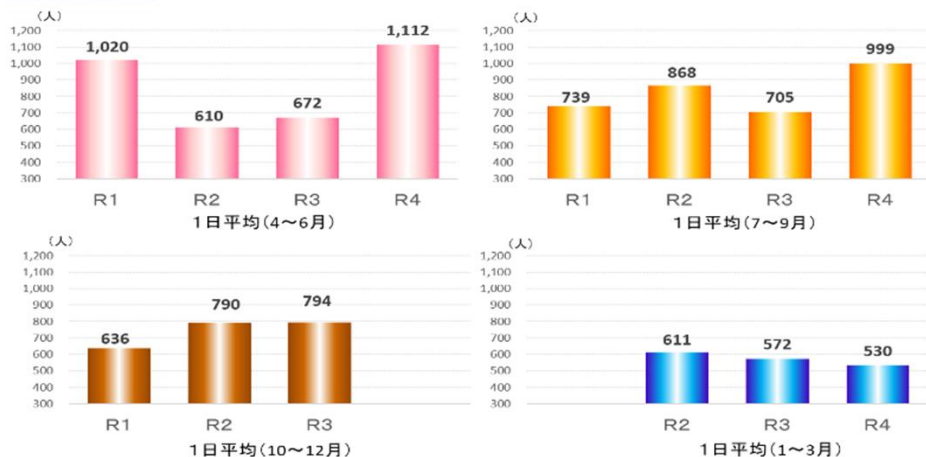


堤内側の賑わい

## 季節別の商業施設への日平均来客者数の推移(R1~R4)

## 7月~10月の舟運利用者数の推移(R1~R3)

来客者数の推移(人)





# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

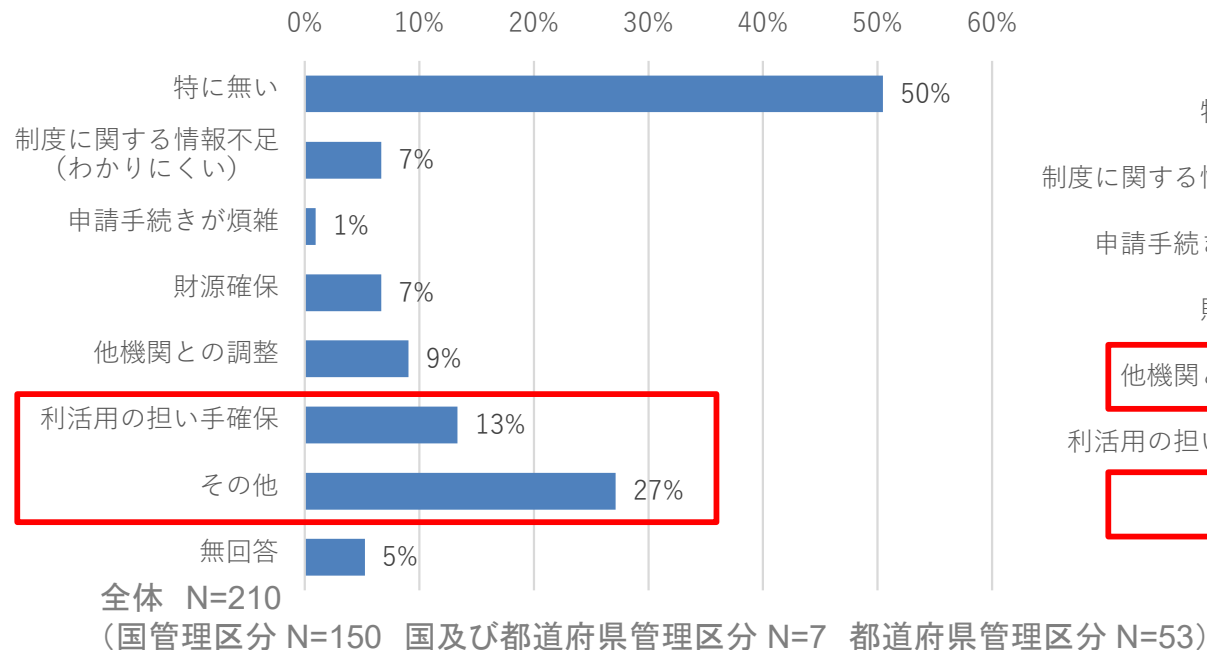
### 4-2-3. 現在取り組んでいない理由

「かわまちづくり」又は「オープン化」いずれか一方に取り組んでいるが、両方に取り組んでいない理由

- ・「かわまちづくり」に取り組んでいるが、「オープン化」に取り組んでいない理由は「特に無い」と答えたのは約5割。次いで、「その他」「利活用の担い手確保」を挙げた箇所が多い。
- ・「オープン化」に取り組んでいるが、「かわまちづくり」に取り組んでいない理由は「特に無い」と答えたのは約7割。次いで、「その他」「他機関との調整」を挙げた箇所が多い。

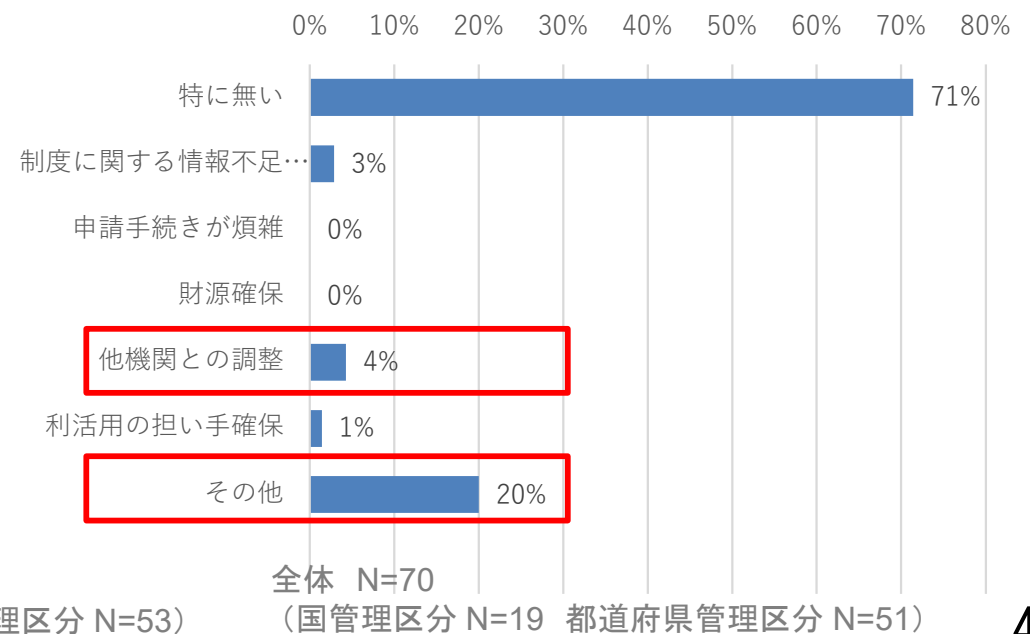
【かわまちづくりのみ実施箇所】

オープン化に取り組んでいない理由



【オープン化のみ実施箇所】

かわまちづくりに取り組んでいない理由



※その他については、49ページに整理

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

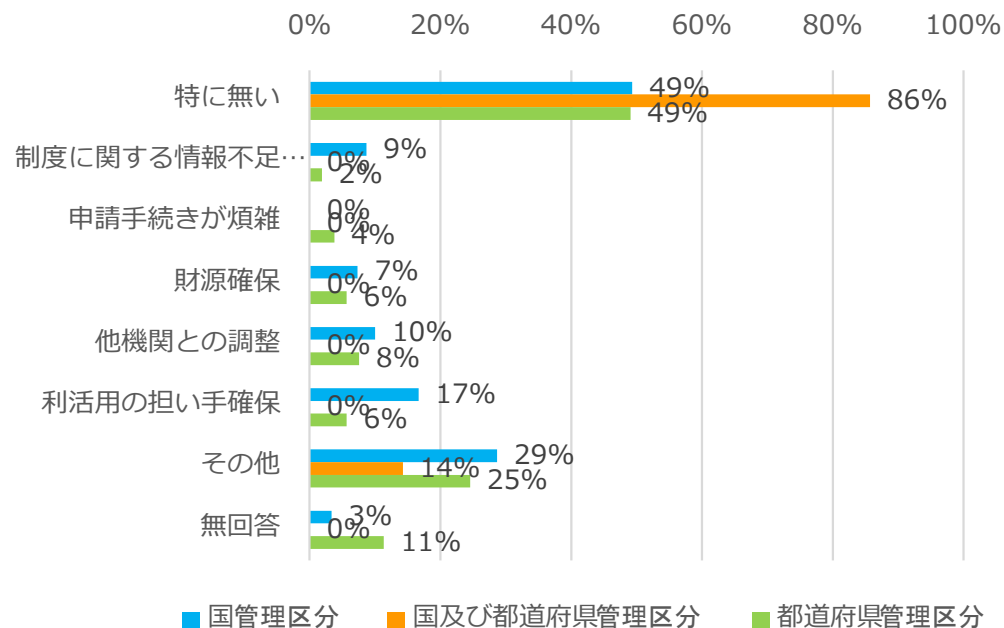
### 4-2-3. 現在取り組んでいない理由

## 河川管理区分による、「かわまちづくり」又は「オープン化」いずれか一方に取り組んでいるが、両方に取り組んでいない理由の違い

「オープン化」に取り組んでいない理由、「かわまちづくり」に取り組んでいない理由について、河川管理区分による大きな違いは見られない。

【かわまちづくりのみ実施箇所】

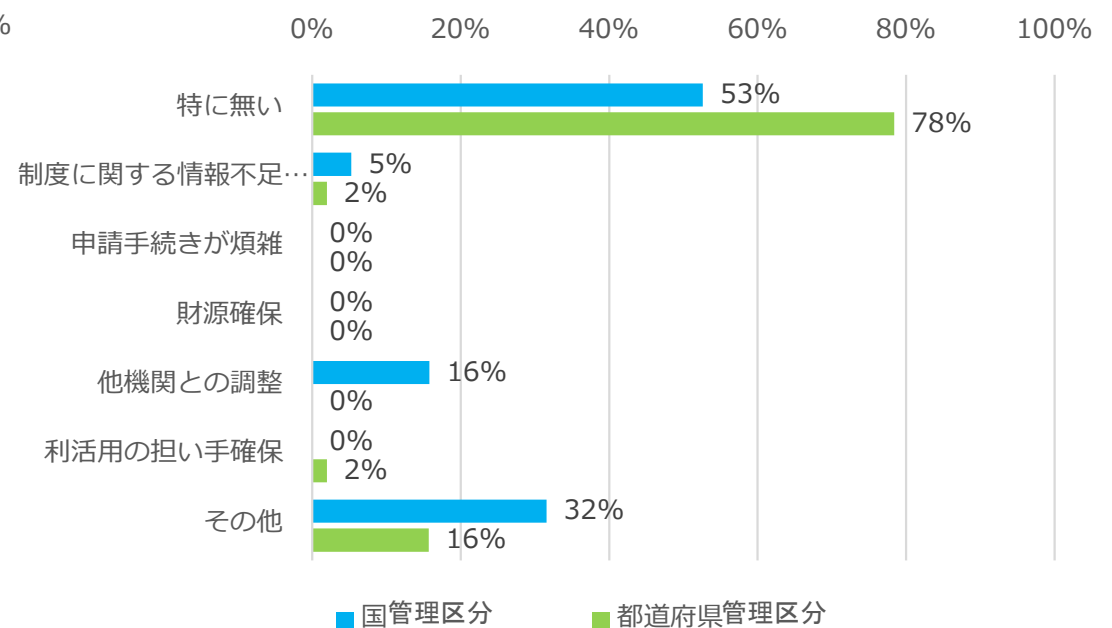
オープン化に取り組んでいない理由（河川管理区分別）



全体 N=210  
 (国管理区分 N=150 国及び都道府県管理区分 N=7 都道府県管理区分 N=53)

【オープン化のみ実施箇所】

かわまちづくりに取り組んでいない理由（河川管理区分別）



全体 N=70  
 (国管理区分 N=19 都道府県管理区分 N=51)

# 4. 施策の現状分析

## 4-2. 分析結果

### 4-2-3. 現在取り組んでいない理由

## 「かわまちづくり」又は「オープン化」いずれか一方に取り組んでいるが、両方に取り組んでいない理由

### 「その他」の内訳（一部抜粋）

#### 【かわまちづくりのみ実施箇所】

##### オープン化に取り組んでいない理由

まだ、背後地の整備が進んでいないため

計画当初段階でオープン化が一般的ではなかったため

船着き場が市街地から離れており、利便性が悪く、舟運による収益が見込めないため。

かわまち整備エリアの利活用は無料イベントが多く、継続して営利活動をやろうという誘因が弱い。

占有者の候補がないため

オープン化を行えるようなスペースが無い。

計画範囲が都市公園内であるため

透明性や公平性の確保

#### 【施策への反映】

- ・オープン化によるメリットの周知
- ・モデルケースにおける検討過程の提示 等

#### 【オープン化のみ実施箇所】

##### かわまちづくりに取り組んでいない理由

水源地(ダム)のため

都市再生整備計画を調整しているため

段階的な発展を目指している

マンパワー不足

オープン化による活動を進めた結果、検討する。

地元・自治体等の今後の状況によるため

既に利活用がされており、現時点でかわまちづくり計画策定の予定がないため

#### 【施策への反映】

- ・ダムにおけるかわまちづくり事例の紹介
- ・申請にかかる労力軽減のため、他機関との調整や申請手続きの煩雑さを改善する 等

# 4. 施策の現状分析

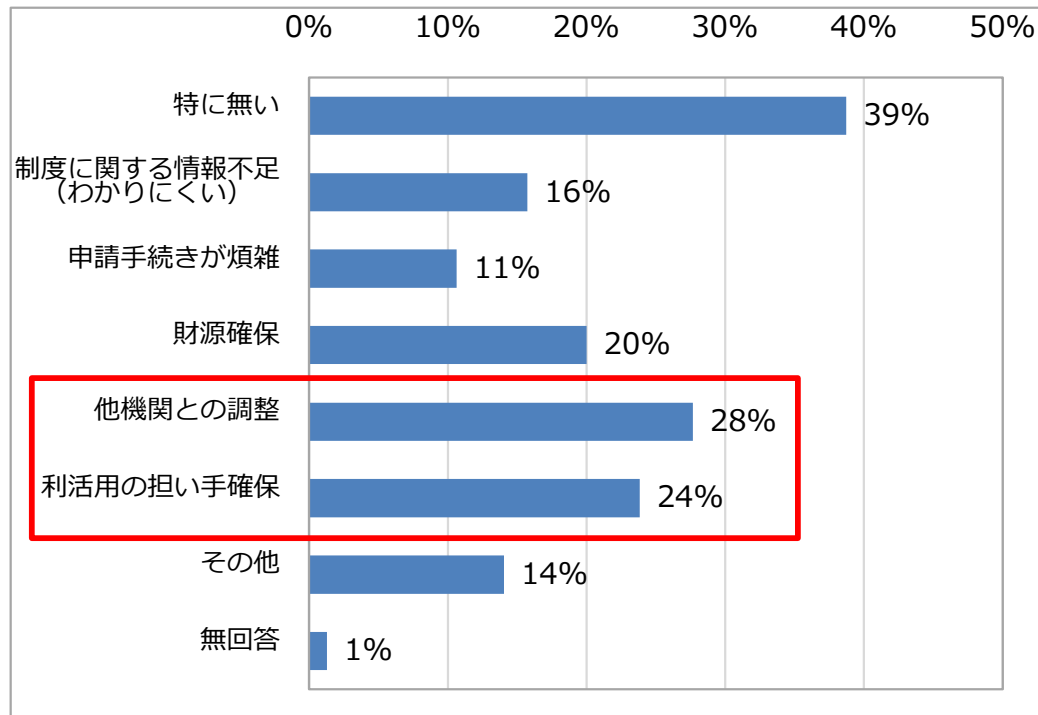
## 4-2. 分析結果

### 4-2-4. 申請における課題

「かわまちづくり」を申請するうえでの支障が「特に無い」と答えたのは約4割、  
 「オープン化」を申請するうえでの支障が「特に無い」と答えたのは約2割。  
 「他機関との調整」「利活用の担い手確保」が支障となったとの回答が多い。

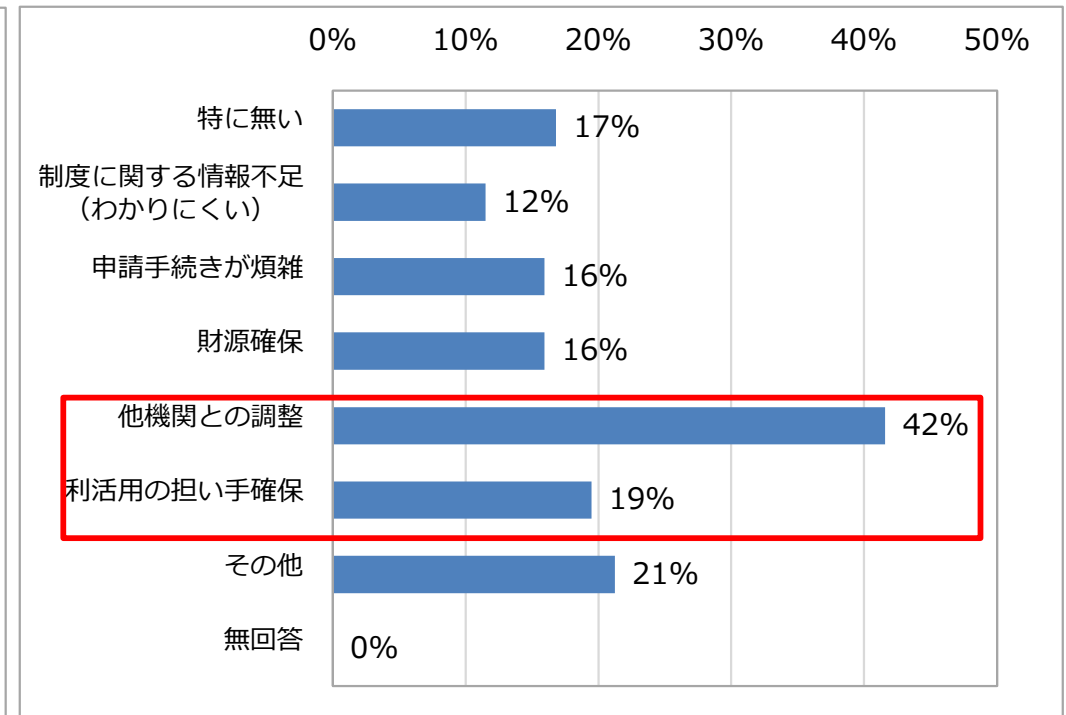
【かわまちづくり実施箇所】

かわまちづくりの申請を進める上で支障になったこと



【オープン化実施箇所】

オープン化を進める上で支障になったこと



その他:

N= 235

- ・ 事業効果の算出方法が難しい
- ・ 申請手続きに時間がかかる
- ・ 国がかわまちづくりで整備できる内容を明確にしてほしい
- ・ 登録申請スケジュールがわかりづらい

その他:

N= 113

- ・ 占用主体との占用料に関する協議
- ・ 地域の合意形成を図る必要がある
- ・ オープン化までに時間を要した
- ・ 手続きに必要な資料の収集(図面)等に時間を費やした

# 4. 施策の現状分析

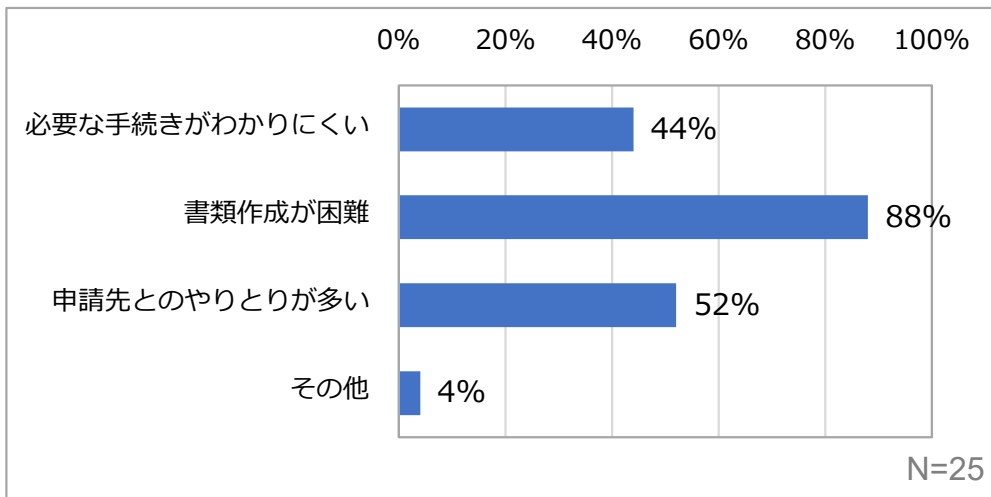
## 4-2. 分析結果

### 4-2-4. 申請における課題

前述の質問で「申請手続きが煩雑」と回答している箇所からは、「必要な手続きがわかりにくい」「書類作成が困難」「申請先とのやりとりが多い」等の意見があった。

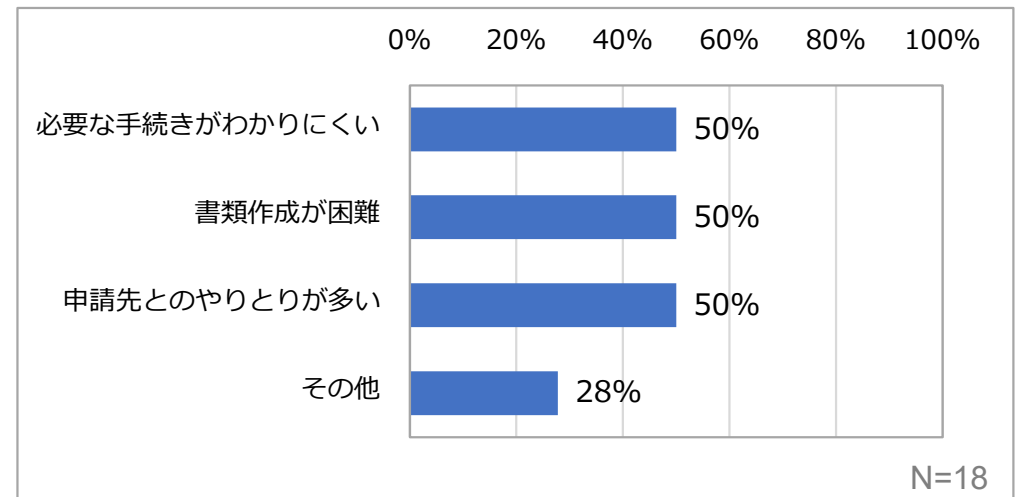
【かわまちづくり実施箇所】

かわまちづくりで特に煩雑と感じた手続き



【オープン化実施箇所】

オープン化で特に煩雑と感じた手続き



#### 自由記述回答抜粋

- ・複数機関でかわまち計画を共同執筆するため、確認に時間がかかる。
- ・パースやイメージ図の作成に時間がかかる
- ・かわまち計画の記載すべきレベル(詳細度)がわかりかねる。
- ・かわまち計画変更用の申請書がないため、新規登録と同じように資料を作成する必要がある。
- ・占有者がオープン化の申請書を一から作成する必要があるため、ハードルが高い。



## 4-3. 施策の評価

### 1. 実施目的

- ・総合計画等：かわまちづくり、オープン化の約4割が、市町村の総合計画等に位置づけられている
- ・地元住民や観光客の交流促進やまちの回遊性向上を目的に実施されている箇所が多い

### 2. 実施効果

- ・河川への関心：かわまちづくり、オープン化とも8割以上で向上
- ・賑わい創出効果  
かわまちづくり：まちづくりの一環として実施している例が多く、事業完了しているほとんどの箇所で効果が得られた  
オープン化：周辺の観光施設等と連携している例が多く、8割以上で効果が得られた
- ・観光資源の有無：かわまちづくり、オープン化とも約3割の地方公共団体に相乗効果有り

### 3. 申請における課題

- ・かわまちづくり：約4割は「特に支障がない」、約1割が「申請手続きが煩雑」と回答  
「申請手続きが煩雑」と回答した理由として、約9割が「書類作成が困難」
- ・オープン化：約2割は「特に支障がない」、約2割が「申請手続きが煩雑」と回答  
「申請手続きが煩雑」と回答した理由として、5割が「必要な手続きがわかりにくい」、  
「書類作成が困難」、「申請先とのやりとりが多い」とそれぞれ回答

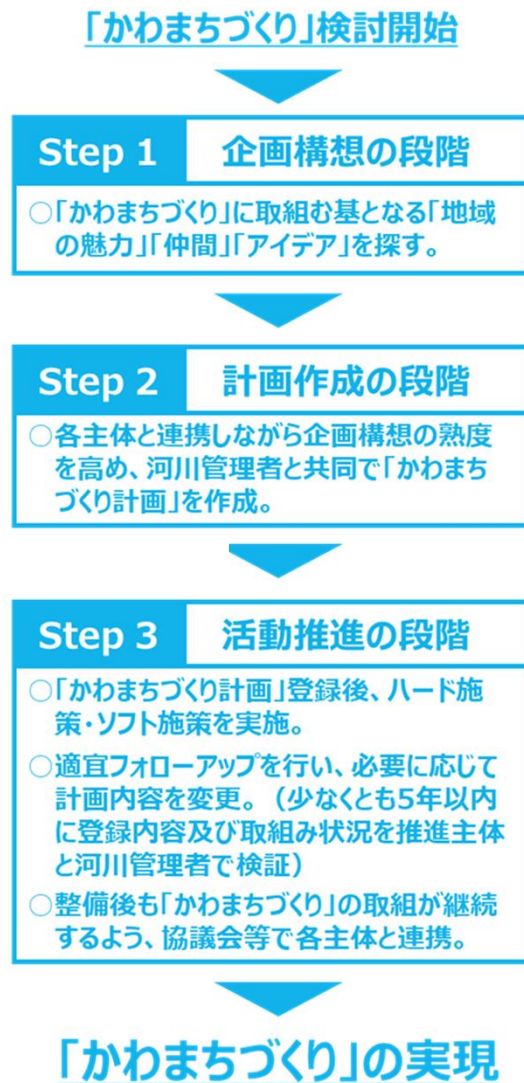
分析結果を踏まえ、全国における「かわまちづくり」や「オープン化」の更なる実施につながるよう、施策に反映する。

# 5. 今後の方向性

## 5-1. かわまちづくり支援制度

かわまちづくり実現までの各段階において、以下の改善策を実施することにより、支援の充実を図る。

「かわまちづくり」実現までの流れ



### ○「他機関との調整」の後援

- ・地域の合意形成を後押しするため、官民一体となって水辺の活用に取り組む
- ・プロジェクト「ミズベリング」の更なる周知等を行う。
- ・他機関との調整の好事例（協議会や社会実験など）をモデルケースとして示す。

### ○「利活用の担い手確保」の後援

- ・かわまちづくり計画に定める内容として、「推進体制」「維持管理計画」を令和5年3月に追加。

### ○「申請手続きの煩雑さ」の改善

- ・必要事項を記入することで複数の様式が自動で作成できるようなシステムを検討
- ・参考となる全国のかわまちづくり計画を共有する
- ・変更用の申請書様式を作成する 等

### ○かわまちづくりによる効果の明確化

- ・かわまちづくり計画に定める内容として、「地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標」を令和5年3月に追加。
- ・全国の好事例を「かわまち大賞」として選定、広く周知することで効果的な取組に結び付ける。

# 5. 今後の方向性

## 5-1. かわまちづくり支援制度

更なる河川空間の賑わい創出を図るため、「かわまちづくり」において求められる水辺空間を実現できるよう、制度を見直す。

アンケート（令和5年9月）の記述回答で得られた「かわまちづくり」の実施理由

- ・ 人々が集い、にぎわいが生まれる魅力的な水辺空間の創出
- ・ 豊かな自然環境を利用しながら水辺の賑わいを創出
- ・ 交流人口の拡大 等



**誰もが自然を楽しめる水辺空間の実現により、更なる賑わい創出効果が期待できる**



自然環境の保全・復元も「かわまちづくり」の一環として取り組めるよう、制度の拡充を検討中。  
また、こどもの水難事故の防止に向けた安全教育や川の指導者育成を推進する。



自然環境の保全・復元に取り組む区域における、安全に配慮された自然体験

# 5. 今後の方向性

## 5-2. 河川空間のオープン化

- 「オープン化」申請における支障として挙げられた「申請手続きの煩雑さ」、「他機関との調整」などの課題に対して、現状「オープン化」に関する手続き等の解説を行った資料がないことから、「オープン化」に関する手引きの作成を行う。
- また、書類作成の負荷軽減等のため、河川敷地の占用許可申請のオンライン化を促進する。

### オープン化に関する手引き(仮)

「オープン化」の実務を担う地方公共団体の担当者や民間事業者向けに、「オープン化」の基本的な考え方、具体的な手続きや手法などを解説する手引きの作成を検討する

#### ○「申請手続きの煩雑さ」への対応

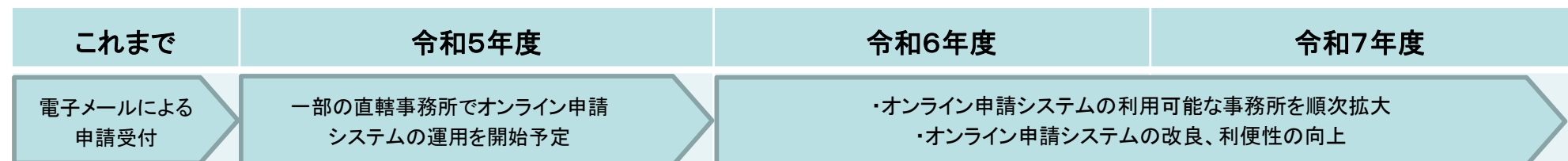
⇒「必要な手続きがわかりにくい」や「書類作成が困難」への対応として、オープン化の各段階での具体的な手続きや留意事項を解説

#### ○「他機関との調整」への対応

⇒他機関との調整のモデルケースを示す等により、地域の合意形成の手法やその進め方を解説

### 河川敷地の占用許可申請のオンライン化

現在、国管理河川の占用許可申請について、「オンライン申請システム」の整備を行っている。  
これにより、「オープン化」の実務を担う地方公共団体の担当者や民間事業者の書類作成の負荷を軽減する。



## 5. 今後の方向性

### 5-3. 今後の方向性のまとめ

1級河川及び2級河川に隣接する地方公共団体1,718のうち、今後取り組む可能性のある地方公共団体(約600)にとって申請しやすい施策となるよう以下のように取り組む。

#### 支援の充実

- ・かわまちづくり: 自然環境の保全・復元も「かわまちづくり」の一環として取り組めるよう、制度拡充を行う。申請手続きや他機関との調整などの好事例(協議会や社会実験など)をモデルケースとして示す。
- ・オープン化: 「オープン化」の実務を担う地方公共団体の担当者や民間事業者向けに、「オープン化」の基本的な考え方、具体的な手続きや手法などを解説する手引き等の作成に取り組む。

#### 申請手続きの改善

- ・かわまちづくり: 申請書類や手続きを見直し、必要事項を記入することで複数の様式が自動で作成できるようなシステムの構築等を検討する
- ・オープン化: 申請書類の作成労力を軽減するため、河川敷地の占用許可申請のオンライン化を促進する。